

第一百三十二回

参議院地方分権及び規制緩和に関する特別委員会会議録第六号

平成七年四月二十六日(水曜日)
午前十時二十四分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

今井 澄君

岩崎 昭弥君

四月二十六日

辞任

大脇 雅子君

竹村 泰子君

広中和歌子君

補欠選任

大脇 雅子君

野別 隆俊君

小島 慶三君

星川 保松君

吉川 春子君

瀬谷 英行君
堀 利和君
釣宮 瞳君

國務大臣
(総務大臣長官)
自治大臣
政府委員

小林 正君
斎藤 文夫君
服部 三男雄君
山口 哲夫君
渡辺 四郎君
勝木 健司君

総務庁行政管理

自治大臣官房長

自治省行政局長

自治省行政局公務員部長

自治省財政局長

自治省税務局長

佐野 達藤 安彦君

佐野 徹治君

吉田 弘正君

秋本 敏文君

鈴木 正明君

遠藤 安彦君

佐藤 勝君

陶山 啓君

山口 騩男君

野中 広務君

吉川 春子君

峰崎 直樹君

釣宮 瞳君

訓弘君

鷲岡 洋君

広中和歌子君

小島 慶三君

星川 保松君

吉川 春子君

峰崎 直樹君

釣宮 瞳君

訓弘君

鷲岡 洋君

広中和歌子君

○委員長(小林正君) 地方分権推進法案を議題といたします。
本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明は前回既に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

○審議者男君 自由民主党の答弁でございます。
質問をさせていただきます。

国から地方への権限移譲等を計画的に進めることが目的とする地方分権推進法案が提案され、これから参議院で審議されるのですが、従来から地方分権を唱える人は、その必要性の一つとして、地域の利害にかかる行政は地域住民の責任で地域の特殊事情に即して処理することが最も有効であり、監視が行き届きやすい。二つとして、地域内の具体的な問題は他の問題と関連づけながら総合的な解決を図ることが効率的であり、住民の利便にも資する。特に省際的な問題については、省庁間交渉の困難さに比べて、住民に身近な一組織、県とか市町村といふことですが、の調整で解決でき、その分迅速かつ効果的な対応が期待できる等が挙げられておりました。

他方、地方分権に問題意識を持つ人は、一つとして、ナンヨナルミニマム型の政治行政を行う上で、ある程度の中央集権体制は公正、効率、合目的などの上ですぐれている、乏しきを憂えずしからざるを憂うという国民性にも合致している。

二つとして、地方の受け皿は大丈夫かといふこと。その内訳の一つとしては、機能的に大丈夫なのか、適切な人材等が確保できるのかという危惧。それから二つとして、民主主義の欠点としての公益と私益が混在することにより腐敗しやすいこと。また、首長は選舉により選ばれるので人気取りに走りやすく、その結果、調和のとれた行政が行えるかなどの懸念が地方分権によって増大す

るのではないかということを言つております。

数年前まではこのような考え方が拮抗していたというふうにも思います。国民の中からも余り地方分権の推進という要請もそんなに強くなかったようにも思います。ただ、ここ三、四年のうち、何でも改革改革の中で、地方分権も一種のブームに乗って進んできたようにも思います。

そこで、本法案策定に当たり、地方分権の長所ばかりでなく、問題点についてもどのような検討がなされたのか。その上で、どのような判断のもとで法案が策定、提案されるようになつたのかについてお尋ねいたします。

○国務大臣(山口 騩男君) お答えいたします。
今、委員が長所そしてまた短所、具体的な事例を挙げまして御指摘されました。私どもは、そういった点も十分配慮いたしました上で、この際、地方分権を推進すべきではないかと、いふ点におきまして各党の皆さん方も意見が一致いたしました。そこで、二年前に衆参両院におきまして、地方分権推進に関する国会決議を国権の最高機関の意思決定として決定をされたといふ経過があると存じます。したがいまして、国会としてはそういった二つの議論を踏まえつつ、そういう方向を打ち出しだすことを私ども政府としても重く受けとめなければならぬ、かように考えた次第であります。

同時に、地方制度調査会あるいは地方六団体等の答申あるいは意見等もございました。また、各方面の御意見というのも十分承りました。そういう中で、政府いたしましては昨年暮れ地方分権大綱を決定し、さらに検討を加えた結果、本法案を提出申し上げるということにいたした次第であります。

○委員長(小林正君) ただいまから地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十五日、今井澄君及び岩崎昭弥君が委員を辞任され、その補欠として大脇雅子君及び野別隆俊君がそれぞれ選任されました。

○委員長(小林正君) ただいまから地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を開会いたします。

ミニマムを引き上げていくくという上におきまして、中央集権的な体制というものが大きな意義を有しておったということは委員御指摘のとおりであります。しかし、現在、世界の情勢も大きくなつて変わりました。そういう中におきまして、国は内政に関する役割は思い切つて地方公共団体にゆだねて、国は本来果たすべき役割についてこれを重要な段階に来たのではないだろうかというふうにも思つて、いる次第でございます。

そしてまた、委員会の指摘のように、地方公共団体が受け皿としての体制整備をしなきやならぬと存じます。したがいまして、本法案におきましても第七条におきまして、地方公共団体は、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実、これらための措置を講じなければならぬということをうたつておるわけでございまして、単なる人気取りよりも施策ばかりをやつしているということに対し、これはやはり住民の方々が鋭い批判もなされるでございましょうし、そういう意味では、行政の透明性を確保し、住民参加の中で誤りなき地方公共団体として仕事をやっていくいただきたい、そういう意味も含めて法案を提案いたしている次第

○菅掛哲男君 それでは、具体的に質問をさせていただかたいと思います。

まず、この法案では都道府県と市町村は地方公共交通団体とだけ表現されておりますが、この二章の「地方分権の推進に関する基本方針」、三章の「地方公分権推進計画」の策定に当たっても、地方公共交通団体と一括して取り扱うのか、あるいは県、市町村と分けてその関係についても検討されるのか。

例えば、この問題については朝日新聞で神奈川県真鶴町長がこう言つております。「予算要求で市町村にも求める構図は変わっていない。市の町村にも求める構図は変わっていない。県による国への陳情を市町村にも求める」、県が

代官みたいな県が、地方の時代と言ひながら、それを望んでいない。都道府県のあり方をしっかりと見守っていく必要がある」と市町村の立場を語つております。

このような市町村の立場も踏まえて、「一体この二章、三章のものを策定していくに当たって、地方公共団体として一括していくのか、あるいは県と市町村とは別に扱って、あるいはまた県・市町村の関係にも踏み込んだ形での方針づくりあるいは計画づくりをなさるんでしょうか。

○国務大臣(山口謙男君) 地方制度調査会が答申を出されます際にも、あるいは政府の行革推進本部の地方分権部会におきましても、受け皿としての地方公共団体をどうすべきかということできまざまな議論があつたと承っております。しかし、結論といつしましては、現在の地方公共団体の二層制、都道府県・市町村、この二つの仕組みがあるというふうにことを前提にして地方分権推進に関する答申、意見というものをまとめになつたと、こう承つておられる次第であります。

市町村は基礎的な地方公共団体、そしてまた都道府県は地域における総合的、広域的な行政主體、そしてそれぞれの役割を担つておるというふうに認識いたしておられる次第であります。

したがいまして、地方分権の推進に当たりましては、こうした都道府県・市町村の特性を念頭に置きまして、個々のケースに応じて権限移譲等の具体的な施策を展開していくべきものというふうに認識をし、そのように進めることが事実的ではないかと、かように考えておる次第でござります。

○齋藤哲男君 それでは、地方分権を進める上で、現状の都道府県と市町村という地方自治団体の分け方は適切とお考えでしようか。どういうふうに考えておられましたよろしく。

○国務大臣(野中広務君) ただいまも総務厅長官から答弁がございましたように、昨年の十一月の地方制度調査会の答申はもちろんのこと、總理をはじめ、現状の都道府県と市町村という地方自治団体におきましても、現在の市町村、都道府県という

○国務大臣(山口龍馬君)　地方制度調査会が答申を出されます際にも、あるいは政府の行革推進本部の地方分権部会におきましても、受け皿としての地方公共団体をどうすべきかということできまさる議論があつたと承っております。しかし、結論といいたしましては、現在の地方公共団体の二層制・都道府県、市町村、この二つの仕組みがあるということを前提にして地方分権推進に関する答申、意見というものをおまとめになつたと、こう承つておる次第であります。

二層制を基礎とする地方自治制度は国民の間に広く定着をしているというところでございまして、市町村につきましては住民に最も身近なところで行政を行う基礎的な地方公共団体といったまして、自主的かつ自立的にその施策が展開できるよう、その充実を図っていくことが重要であると考えておるところでございます。一方、市町村を包括いたしまして広域の地方公共団体としての立場で、都道府県が実態的にも意識の面でも定着の度を高めていくことを考え方合わせてみますと、都道府県、市町村の協力、連携を基軸といたします現在の基本的な枠組みはその意義を失っていないと考えておるところでございます。

また、答申におきましては、当面、現在の二層制を前提としたしまして地方分権を推進するべきであるとされておりまして、市町村は基礎的な自治体として、また、都道府県は地域におきます総合的かつ広域的な行政主体といたしまして、総務府長官が申されましたとおり、それぞれ自主的、自立的な行政が展開できるよう、権限移譲や国の関与等の废止あるいは緩和はもちろんのこと、地方の税財源の充実強化をも進めしていく必要があると考えておるところでございます。

○沓掛哲男君 それでは次に移りますが、国から県へ権限移譲いたしますが、県から市町村への権限移譲は、現在の市町村の力を見てみますと、もちろんそういうものに十分なえられる力のある市町村もありますが、かなりの町村等においてはなかなか権限移譲してもらっても県のやついたいいろいろな仕事まで受け入れられない、そういう町村もかなりあると思いますが、そういうことについてどう考えておられるか。

県から市町村への権限移譲がスムーズに進まないとすれば、県厅の権限と予算というものが著しく増大することになつて、またそれをこなす上においての人才その他のいろんな問題も出てくると思いますが、主に県から市町村への権限移譲について質問したいと思います。

具体的に、県から市町村への権限移譲の問題につきましては、二十四次の地方制度調査会の答申におきまして、当面は国から地方への権限移譲につきまして、都道府県により重点を置いて進めることが現実的かつ効果的であり、その上で住民により身近な存在であり、地域づくりの主体である市町村への権限移譲を進めることができるというふうにされているところでございまして、都道府県、市町村双方の意向を踏まえながらさらに市道府県から市町村への権限移譲を推進していく必要があると考えているわけでございます。

お話をありましたように、市町村の中には小規模の市町村もあります。そういうところで本当に十分対応でできるのかという問題もございますが、これらにつきましては市町村の広域行政処理という方式もございます。昨年の地方自治法で広域連合制度といふものも創設いたしましたので、それも御活用願つたり、あるいは今回、この国会で市町村合併に関する合併特例法につきまして、その改正について既に成立させていただいておりますので、これを活用して自主的な合併を推進するということも一つの方法かというふうに考えて、次第でございます。

○齋藤哲男君 地方分権に関連して、国と地方公共団体の役割分担のあり方が論ぜられるとき、好ましくない例として機関委任事務がいつも取り上げられております。本法案の第五条で、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務は、これがいわゆる機関委任事務ですね、整理及び合理化するとしております。整理及び合理化では方向がわかりにくく、この法案は地方分権の方向を示すことに意義があるというふうにも思いますが、

筋を通して原則廃止となししなかったのか。

もちろん、国政選舉の管理、執行や旅券の発給等、本来的には國の事務でありながら國民の利便性等の理由で地方が執行することが適當とされる事務も残っているのはわかりますが、そういうものは、残さなきならないものについては原則で読めばよい。いわゆる方向としては一応原則廃止、しかし今言つたようないろいろ理由のあるものは残していくという、そういうことができなかつたのはなぜでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。
機関委任事務につきましては、個々の事務につきまして当然見直しを行いまして整理合理化を推進することにいたしております。その結果、廃止すべきという結論の出たものにつきましては当然廃止をすべきであるというふうに認識いたしております。

また、機関委任事務制度自体のあり方につきましては種々の議論がござりますけれども、一口に機関委任事務と言いましても、その中には国政選舉の執行でありますとか、旅券の発給でございますとか、あるいは戸籍の事務など國の事務として残らざるを得ないというものもあるのは委員御承知のとおりだらうと存じます。

したがいまして、同制度のあり方につきましてはさらに議論を深めていく必要があると認識いたしております。今後、地方分権大綱及び本法案に基づきまして、機関委任事務制度につきましても国会の御論議を十分踏まえまして、そのあり方を含めまして検討が行われるものというふうに考えております。

なお、原則廃止という御指摘があつたわけでござりますけれども、この原則廃止という表現はそのままして検討が行われるものといふに考えて、法律に盛り込むことにつきましては原則廃止という表現が必ずしも適當でないということは委員も御理解をいただけるんではないかと思いましてがいまして、私どもとしては原則廃止といふ言葉を用い整合理化を行う、そして個々

検討の結果、廃止すべきものは廃止する。制度自体についても検討するという考え方であることを御理解いただきたいと存じます。

○斎藤哲男君 それでは次に移ります。

地方分権推進委員会は、独立した事務局を持ち、内閣総理大臣への勧告や地方分権推進計画に基づく施策の実施状況の監視や行政機関等に対する調査権を持つもので、地方分権の内容は事实上この委員会に、表現は適切かわかりませんが、お聞きたいんですが、お答えください。

そこで、この委員会の取り扱うことについて質問したいんです。第十九条の内閣総理大臣に勧告

します。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針の中間案を公表し、これに対する各界の意見等を広く聴取し、それを反映して最終案をまとめておられます。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針の内容はそうですが、お聞きたいんです。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。

○斎藤哲男君 委員会の内容はそうですが、お聞きたいんです。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。その具体的な指針の重要性にかんがみ、指針これが出来れば内閣総理大臣はそれを尊重する義務がございますし、極めて重要なものだと思

います。

○斎藤哲男君 次に、第六条の財源関係についてお尋ねしたいと思います。

そこで、今回の地方分権の推進は、第二条で「地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。」となつております。県や市町村がそれぞれ自主・自立で事業や

事業を行つうのですから、それに必要な財源も新しく変えられるであります。その新しい財源から自己責任で調達するのが基本ではないでしょ

う。もちろん、それで十分でないものはいろいろすぐれた者を選んでいただきたい。ややもすると

うけれども、これはまた委員会だけにお任せするな

私は疑惑もあります。この委員会そのものの透明性は、単に委員会にお任せするというよりも、やはり国会の附帯決議でそういうことを要請するなり、あるいはまだ長官にリードしてもらう、そ

ういうようなこともぜひお願いしたいというふうに思います。

次に移りますが、今も言われました地方分権推進委員会の委員には各分野からバランスをとつて

すすぐれた者を選んでいただきたい。ややもすると、日ごろから地方分権に関心のある人ばかり

で、自治関係の権威者だと、地方財政の権威者だと、地方公共団体の経験者であるとか、そ

ういう方ばかり集めたのでは広く国民の意思が反映

できないので、幅広く各分野からひとつすぐれた人をぜひ選んでいただきたいというふうに思いました。これは要請ですが、長官の御意見をお伺いし

たがいまして、この問題につきましては地方分権推進委員会自体がどのような形でこれを運営していくかという、いわば委員会自体のあり方の問題に触れる問題かと思いますので、この点は私どもの方で今予見を持って云々するということは控えさせていただきたい。

各方面を代表する有識者である委員の皆さん方がお集まりになるわけでござりますから、当然、問題に触れる問題かと思います。

○斎藤哲男君 次に、第六条の財源関係についてお尋ねしたいと思います。

まず、国と地方公共団体が事務及び事業について役割分担を変えますから、それらの執行に必要な財源を得るために税源も変えることになるんだ

うふうに考えておる次第でござります。

○斎藤哲男君 次に、第六条の財源関係についてお尋ねしたいと思います。

そこで、今回の地方分権の推進は、第二条で「地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性

豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。」となつております。

県や市町村がそれぞれ自主・自立で事業や

事業を行つうのですから、それに必要な財源も新しく変えられるであります。その新しい財源から

自己責任で調達するのが基本ではないでしょ

う。もちろん、それで十分でないものはいろいろ

手当てるにしても、基本的にはそういうふうに思いますが、いかがでしょ

うか。

○国務大臣(野中広務君) 地方公共団体の財政基盤の整備につきましては、その地方公共団体の行

政活動に要する経費の財源は、委員が御指摘のよ

うに、本来その地域の住民の負担によることが望

ましいという観点から、基本的には地方税を充実

強化することとしておるわけでござります。

一方では、御承知のように地域の経済力の格差

が大変大きいわけでござりますので、地域間の税

源の偏在が著しい我が国の現状を考えてみます

と、すべての地方公共団体に一定の行政水準の確

るためにはどうしても地方交付税制度が必要不可欠であると考えておるところでございます。

両々相まって地方自治財源の拡充に努めなくてはならないと考えておるところでございます。

○齊掛哲男君 それに関連してですが、従前は各地方公共団体の行政について、ナンヨナルミニマムを確保させる観点から富裕県と貧しい県との財源調整を地方交付税で行つておると思いますが、これから地方公共団体は自主・自立を高め、財源調達の自己責任を増大させるとすれば、例えば自己財源とされる地方税の税率を一定の幅の中で増減させながら税を取るという、そういう選択的なこともできるようになることを考えておられるのか。一定の率を決めて、その一定の率で画一的に全部取るんじやなくて、地方公共団体によっては、ある程度の幅は決めるにしても、その中でありますか、国民のレベルといいますのもまだまだ低いものであった。そういう中で、どうしても中央の強い指導力で国家を運営していくにあればならない、そして富國強兵策をとった次第でございます。

そういう国際環境の中でやむを得ずそのような形をとつたということは、今から振り返ってみますと決して歴史的には間違つていなかつた、この露戦争をしのいだ、あの当時を見てみるとよくあります。

○國務大臣(野中広務君) 地方分権の推進に当たりましては、地方税につきまして、地方におきましては、ある程度変動させながら取ることができ、そういうふうなことから前回にされようとしておられるのかどうか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 地方分権の推進に当たりましては、地方税につきまして、地方におきましては、ある程度変動させながら取ることができ、そういうふうなことから前回にされようとしておられるのかどうか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 地方分権の推進に当たりましては、地方税につきまして、地方におきましては、ある程度変動させながら取ることができ、そういうふうなことから前回にされようとしておられるのかどうか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

○齊掛哲男君 質問が残りましたが時間でござりますので、以上をもつて終わりたいと思ひます。

○吉村剛太郎君 自民黨の吉村でございます。ただいま地方分権推進法の法案についての審議をしておるところです。

をしておるところでございます。

まず私見でございますが、百三十年前、明治新政府が発足した次第でございますが、御存じのようにその当時の国際環境はまさに我が国は列強になりましたが、だんだん大きくなつてきますと、とても取り囲まれておったという現状でございます。そ

ういう中で早急に國の力を蓄え、また兵力も蓄えなければならぬという現状の中で、しかしその

当時の日本の國といいますものは幕藩体制から解放されたばかりでございまして、地方の民力といいますか、国民のレベルといいますのもまだま

だ低いものであった。そういう中で、どうしても中央の強い指導力で国家を運営していくにあればならない、そして富國強兵策をとった次第でござります。

そういう国際環境の中でやむを得ずそのような形をとつたということは、今から振り返ってみますと決して歴史的には間違つていなかつた、この露戦争をしのいだ、あの当時を見てみるとよくあります。

そして戦後、まさに廃墟の中からここまで進んできた、これもまた中央の強い指導力、心を一つに思つておる次第でございます。

そして戦後、まさに廃墟の中からここまで進んできた、これもまた中央の強い指導力、心を一つに思つておる次第でございます。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしましたが、国民が力を合わせた結果であろう、このようになりますが、それはまさに中央の指導によって國家、国民が力を合わせた結果であろう、このようになります。

そして戦後、まさに廃墟の中からここまで進んできた、これもまた中央の強い指導力、心を一つに思つておる次第でございます。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしましたが、国民が力を合わせた結果であろう、このようになります。

そして戦後、まさに廃墟の中からここまで進んできた、これもまた中央の強い指導力、心を一つに思つておる次第でございます。

○齊掛哲男君 質問が残りましたが時間でござりますので、以上をもつて終わりたいと思ひます。

○吉村剛太郎君 自民黨の吉村でございます。ただいま地方分権推進法の法案についての審議をしております。

一般的の企業でも、草創期はワンマン社長の強いリーダーシップで進んでいくところに効率性もあり、またそれなりの効果もあるわけですが、さ

いたしておりますとき、また国内の状況を見まし

が、平成五年におきましては衆議院において地方分権推進の決議もなされました。当時、私はこ

のことが必要であると思いまして、宮澤内閣との間に移譲して、そしていわゆる一億三千万総国民

が限界に来ておる。これからはまさに権限を地方に移譲して、そしていわゆる一億三千万総国民の英知によつてこれから日本の社会といいますものがどうするかということを打ち立てていかなければならぬであろう、私はこのように思つておるわけで、今、我が党の齊掛委員がいろいろと質

問されましたら、齊掛委員の見方は若干裏側から見られた面もあるのではないかと思ひますが、私は表側から、まさに分権なくして今後の日本の国

家といふものはないといふぐらゐの強い考え方を持つておるわけでございます。そういう中で、分権についての責任者としての大臣のお考えなりを聞かしていただければ、冒頭このように思つておる次第でございます。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしましたが、ただいま委員が御指摘されましたような歴史的な評価につきましては、私もほぼ同様の認識を持つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの際はやはり中央集権的な、権限も財政も中央政府に集中をして体制を強化していくべきやならぬ

ことになりますと、かつて非常に効率的であった中央集権的な体制といいますものが一つの桎梏となつて、どうも日本の社会といいますものが閉塞状況に陥つておるのではないかなど、このように思つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの

際はやはり中央集権的な、権限も財政も中央政府に集中をして体制を強化していくべきやならぬことになりますと、かつて非常に効率的であった中央

集権的な体制といいますものが一つの桎梏となつて、どうも日本の社会といいますものが閉塞状況に陥つておるのではないかなど、このように思つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの

際はやはり中央集権的な、権限も財政も中央政府に集中をして体制を強化していくべきやならぬことになりますと、かつて非常に効率的であった中央

集権的な体制といいますものが一つの桎梏となつて、どうも日本の社会といいますものが閉塞状況に陥つておるのではないかなど、このように思つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの

際はやはり中央集権的な、権限も財政も中央政府に集中をして体制を強化していくべきやならぬことになりますと、かつて非常に効率的であった中央

集権的な体制といいますものが一つの桎梏となつて、どうも日本の社会といいますものが閉塞状況に陥つておるのではないかなど、このように思つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの

際はやはり中央集権的な、権限も財政も中央政府に集中をして体制を強化していくべきやならぬことになりますと、かつて非常に効率的であった中央

集権的な体制といいますものが一つの桎梏となつて、どうも日本の社会といいますものが閉塞状況に陥つておるのではないかなど、このように思つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの

つ次第であります。

そういう中から、先ほどお答えいたしましたが、平成五年におきましては衆議院において地方分権推進の決議もなされました。当時、私はこ

のことが必要であると思いまして、宮澤内閣との間に移譲して、そしていわゆる一億三千万総国民

が限界に来ておる。これからはまさに権限を地方に移譲して、そしていわゆる一億三千万総国民の英知によつてこれから日本の社会といいますものがどうするかということを打ち立てていかなければならぬであろう、私はこのように思つておるわけで、今、我が党の齊掛委員がいろいろと質

問されましたら、齊掛委員の見方は若干裏側から見られた面もあるのではないかと思ひますが、私は表側から、まさに分権なくして今後の日本の国

家といふものはないといふぐらゐの強い考え方を持つておるわけでございます。そういう中で、分権についての責任者としての大臣のお考えなりを聞かしていただければ、冒頭このように思つておる次第でございます。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしましたが、ただいま委員が御指摘されましたような歴史的な評価につきましては、私もほぼ同様の認識を持つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの

際はやはり中央集権的な、権限も財政も中央政府に集中をして体制を強化していくべきやならぬことになりますと、かつて非常に効率的であった中央

集権的な体制といいますものが一つの桎梏となつて、どうも日本の社会といいますものが閉塞状況に陥つておるのではないかなど、このように思つております。

確かに、あの明治維新的ころ、欧米各国、列強がアジアの国々を虎視たんだんとねらつて、そういう状況の中でいかに我が国の独立を確保していくかということで、當時の指導者の皆さん方が非常に御苦心をされた。そして、そういう中でこの

熱がこもった論議が国会でされておるわけでござります。

ただ、今回の地方選挙、私も地元で方々走り回つて支援もしたわけでございますが、口では地方分権ということをそれぞれの地方の首長または議員が申されておりますが、実態はなかなかその熱がないなど、我々中央の熱意と地方とはかなりの乖離があるのではないかということを実は身をもつて感じた次第でございます。

もつとも、昨年の九月、地方六団体によりまして地方分権の推進に関する意見書といいますものが出ておるわけでございまして、もう当然御存じだと思いますが、そういうことで六団体のそれなりのクラスの方々は分権といいますものに非常に熱意を持っておられるわけでございますが、どうもそれ以下といいますか一般国民は分権の必要性といいますものをほんと云つていいほど身をもつて感じていないのではないか、こんな感じがするわけでございます。

私は、実は両大臣と同じように県会議員上りがりでございまして、県会議員時代、執行部の者と中央に予算の陳情とかよく參つておりますし、これでいいんだろうかなというようなことを経験しましただけに分権については非常に私なりに熱意を持つておるつもりでございますが、申しましたようまだまだ一般大衆はそこまでいっていない。これはやはりこの熱意を國民にも反映させなければならぬ、できれば國民運動を起こすような形での問題に國民全体が取り組んでいかなければならぬのではないか、こんな考えも持つておる次第でございます。

そういう中で、先ほど申しましたように地方六団体から意見書といいますものが出ておりますが、それぞれの自治體関係で、今日まで分権について地方團体が過去どんな取り組みをしておるか。また、いろいろなアンケートもとつておられるんじゃないかと思いますが、そういうこと。それがから、これから取り組みについて地方公共團体はどんなスキームを持つておるのか持つていな

いのか、非常にばらつきがあると思うんですが、何かその辺の情報でもあれば教えていただきたい、このように思います。

○國務大臣(野中広務君) 委員から御指摘ございましたように、地方分権の推進につきましては、

昨年九月の全国知事会を初めとする地方六団体から分権推進のための意見の申し出、あるいは十二月には分権推進法の早期制定を目指しまして、

地方六団体の主催によります地方分権推進・税財源確保総決起大会が東京において開催されます等、それぞれ熱心な取り組みがされたところでござります。また、各地方公共團体の議会からは分

權推進法の早期制定を求めます意見書が数多く寄せられておるところの現状は委員御認識のとおりだと思うわけでございます。

ただ、分権そのものの全体像あるいは具体的な像が見えないところから、委員が御指摘のようなさまざまなお意見も御批判もあるところは私どももよく承知をしておるところでございまして、地

方におきましては、さらに分権の推進につきましての研究会を設けて独自に検討を行つておる地方公共團体も今日かなりの數に上つておると承知をしておるところでございます。

このように、地方分権が地方公共團体の長年の要望であったことを考えますと、今回の地方分権推進法案の早期成立を期待する地方公共團体の思

いは並々ならないものがあると私は考えますし、

これがやはりこの熱意を國民にも反映させなければならぬ、できれば國民運動を起こすような形での問題に國民全体が取り組んでいかなければならぬのではないか、こんな考えも持つておる次第でございます。

そういう中で、先ほど申しましたように地方六

積極的に啓蒙、啓発を行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○吉村剛太郎君 ゼひ、今、大臣がおっしゃった

よくな形で努力をしていただきたい、このように思う次第でございます。

ただ、皮肉なことに、余り中央が太鼓をたたいて、中央のお仕着せの地方分権であつてはこれまで大変おかしなことでございまして、やっぱりこれは地方から盛り上がつくるものでなければならぬという思いがするわけでございます。今、

正直に感じるのは、どうも中央だけが熱くなつていて、地方の方はまだまだそこまで追いついていないなという感じがするわけでございます。

この法案の中に、國民がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を求められている。そのような地域社会になるんだ

という、地方分権によつてそななるんだという思

いが國民の間に蔓延しないと、今のままで結構い

いじやないか、國から予算をとつてきてもらう、

そういう議員を育てればそれでいいんじやないか

というような考えがまだあるなということを

実は私も感ずる次第でございます。

ぜひとも両大臣、また總理を含めて今の内閣がまさに命運をかけて取り組んでいた大切なことを期

待したい、このように思う次第でございます。

次に、まさに今日の中央集権的な行政システム

の一つの象徴的なものに機関委任事務といふもの

がござります。今、機関委任事務の数は具体的に

幾つござりますか。

○政府委員(吉田弘正君) 自治法別表に規定して

おります数で申しますと、全部で五百六十二でござります。

○吉村剛太郎君 それは都道府県ですか。

○政府委員(吉田弘正君) 都道府県と市町村のそ

れぞれの機関が機関委任されているものの合計でござります。都道府県と市町村の両方合わせての

数字でございます。

したがつて、例えば不交付團体のような場合に

は交付税は行きませんけれども、地方税でもつて

ざいまして、市町村の方が百八十二ということでございます。

○政府委員(遠藤安彦君) 地方團体が行う事務に対する負担の関係でござりますけれども、地方財政法の規定では、機関委任事務とか團体委任事務とか区別なしに、地方團体が行う事務については原則として全額地方團体が經費を負担するという事が基本になってます。ただ、國が進んで經費の負担を必要とする經費については國が全部また一部を負担するという形になつております。

それから、一方で地方自治法上にも規定がございまして、これも團体委任それから機関委任を問は

れないわけがありますけれども、法律、政令等によりまして地方公共團体あるいはその機関に国の事務を処理させる場合の財源手当でございますけれども、この場合、國は地方税あるいは地方交付税等の一般財源の充実、あるいは先ほど言いました國庫支出金、それから起債あるいは使用料、手数料、そういうたよなものを確保して必要な

財源を講じなければならないということになつております。

例としましては、機関委任事務で全額國費で負

担をするといふものは、例えば國勢調査だとか国

手数料、それから起債あるいは使用料、手数料を實際取る

ことによって、機関委任事務でありますけれども

すけれども、残りの地方負担の分については地方財源を調達する。そのほかの場合につきましては、一般的に、先ほど言いましたように一部國が

生活保護費などのように負担をする場合もあります。

その部分を負担していく。それから、交付税の交付を受ける団体は地方税と地方交付税で機関委任仕事の経費の一部を負担していくという形に相なっております。

○吉村剛太郎君 道路とか河川とかそういうことに関しては基準があるんですか。
○政府委員(遠藤安彦君) 機関委任事務のうち、もうちょっと具体的に、例えば

はど申し上げましたように生活保護でありますとか児童措置だとか、そういうものにつきましては法律、政令で国が負担すべき割合というものを国との責任度合に応じて一つは決めております。

それからもう一つは、今、委員お尋ねになりますが、したようにいわゆる建設事業でござりますけれども、建設事業につきましても建設事業の重要度に応じて国と地方の負担割合を決めて、国が国庫負担金という形で地方団体に支出をしていく。これも法律において、どういう種類の事業について幾らの負担割合を決めるかという事業別に法律または政令で決められているという形になつております。

○吉村剛太郎君　ただいまの御説明で現在の機関委任事務の実態、財政の裏づけも含めまして実態というものがわかつたわけでございます。

すものを基本的にはなくしていこうということをございます。もちろん今お話しもありましたような、パスポートの問題とか国勢調査とか、こういうものではどうしても残っていくものではなかろうか、このようところを考えておりますが、先ほど皆掛委員の方

御質問にもありましたが、積極的にこれをなくす方向でぜひ進めていくべきではないか、私はこのようにも思ふ次第でございます。

ただ、やはりこれは受け皿の問題がありますから一気に行かない。例えば、傾斜配分的に能力があるところからだんだんやつしていくというようなことは実際問題としてはできないんでしょうか、

○政府委員(陶山皓君)　ただいま吉村先生のお尋ねの趣旨を必ずしも正確に理解しているかどうかちょっと不安がございますが、仮に特定の一部の団体について、権限移譲等を初めとする国と地方の関係の特例的な措置を認めたらどうであろうかという趣旨であるといったしますと、このことについてかねていろいろ各方面で御議論があることとも承知をいたしております。

例えば現行制度の上では、政令指定都市の例でござりますとかあるいは特定の事務についての権限の配分の特例を、保健所の設置でござりますとか建築主事の設置でござりますとか等々現行制度は認められているわけでござりますが、それを現行の制度以外にもっといわば一般的に拡大をして特定事務ごとに、例えば一定の人口なり財政規模なりに応じて実験的にと申しますか、そういうことを対応したらいかがかというような議論につきましては、ここはかつて臨時行政調査会等でも議論があつたことは承知をいたしておりますが、いわばそのことによって行政の責任主体が多様化する、あるいは個々の事務ごとに統一的な全体的な整合的な体系を維持するという観点からもいろいろな議論があることも事実でございまして、かなり慎重な検討を要する問題ではなかろうかというふうに考えております。

○吉村剛太郎君　わかりました。

　たまたま今、政令市の問題が出たわけですが、実は私は福岡市の出身でございます。福岡県には二つの政令市がございまして、福岡市の人口が百三十万、北九州市が百万、福岡県全体が四百八十九万。約半分を政令市が占めておるというわけでございます。そういう中で私も福岡市出身で県会議員をやりまして、もちろん県会議員でございますから県全体のことを担当して掌握していくしかなければならぬわけでございますが、どうも福岡政令市の出身の県会議員のやることといえば警察と県立高校ぐらいだ、こういうことがありまして、私は政令市の位置づけといいますものにかねてから非常に興味を持っております。

今、政令市は全国で十二でございますが、県がある、政令市がある。そして横浜なんか三百三十万の人口でございます。これから分権という中で、都道府県と市町村、これは二層になつておりますが、政令市というものの存在については、まだ私自身もアイデアはないんですけど、どういう位置づけをしていったらいいか、何かアイデアがあれば私見で結構ですからおっしゃっていただければなど、このように思つております。

三百三十万の市と、一万を切つた市もあります。これは全く別世界みたいなものですから、それを同一の法律でくくつてしまつて、このように何か無理があるんではないかなと、このようになっておりまして、今後の分権問題についての検討の一つの課題に政令市の位置づけといいますものが、をぜひともつけ加えていただければと、このようと思つております。何か御意見があれば聞かせていただきたいと思います。

ちょっと時間が残つておりますが、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○国務大臣（野中広務君） 吉村委員のお説のように、現在の政令指定都市制度のあり方、そしてこれにかかる都道府県のあり方というのは、私はこれから分権を進めていく上で重要な課題であると思いますとともに、現状が既に多くの問題をはらんでおると思っておるわけでございます。

そういう意味におきまして、権限の問題につきましてはまた行政局長からお答えをいたしましたけれども、私自身経験をいたしまして、福岡のように二つの政令指定都市を持つておるところの問題を御披露ございましたけれども、例えば私のところでは京都府全体で人口が二百五十万でござります。そのうち京都市が約百五十万を占めておるところでございます。そうしますと、委員が御指摘のように人口で都道府県会議員の定数が決められると、都道府県会議員の約六割が政令指定都市に集中をするわけでございます。けれども、権限は委員がお話しになりましたように警察に信号の

増設を頼むぐらいで全然ないわけでございまして、まして政令指定都市の市会議員の方が関係の府県会議員より何か上みたいな、そういう感じするらあるわけでございます。

これは、やはり私はこれから根本的な地方の方として、選挙制度のあり方をも含めて権限の強化等あわせて検討しなければ、税制面からもう多くの問題を持つておると認識しておるわけでございまして、今後地方制度調査会等におきましてもこの種の議論を徹底して詰めていただきたいと考えております。

権限強化等につきましては、行政局長からお答えをいたします。

○政府委員(吉田弘正君) 今、大臣の方から基本的な政令市の考え方についてのお答えがございましたが、権限の問題につきましては、先生御案内のことおり、政令市につきましては大都市特有の課題を一元的に処理しようということで、社会福祉とか保健衛生、都市計画、土木行政といった住民に身近な行政を身近な自治体で処理するという見地から、事務分配の特例が設けられているわけでございます。

市町村の規模につきましては、御案内のとおりもう非常に小さい市町村から大変大きな政令都市に至るまで千差万別でございます。そういう中で、実は政令市は既に長年の歴史を持つておるわけでございますが、さらに政令市に準じたような都市で人口なり面積が一定規模以上あるものについては、政令市に準じた事務権限を付与して基礎的自治体として住民の身近なところで身近な行政ができるようとにということは大切な観点だといふふうに考えております。二十三次の地方制度調査会の答申にもございますが、現在都道府県の事務とされているもの、あるいは今後國から都道府県に核市制度を創設したところでございます。

そういうことで、いずれにいたしましても基礎的自治体として住民の身近なところで身近な行政ができるようによにということは大切な観点だといふふうに考えております。二十三次の地方制度調査会の答申にもございますが、現在都道府県の事務とされているもの、あるいは今後國から都道府県に核市制度を創設したところでございます。

<p>に移譲することになる事務についても、規模、能力に応じた事務移譲という観点に留意しつつ、可能な限り指定市なり中核市に移譲する方向で検討すべきだというよう言われておりますので、そういう点も踏まえながら検討をしてまいりたいと考えておる次第でございます。</p> <p>○山口哲夫君 地方分権の基本的な問題についておきょうはできるだけ具体的な問題について質問いたいと思います。</p> <p>まず第一は、地方分権推進法の第十条に、地方分権推進委員会は「第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針」、こういうふうにあります。したがいまして、地方分権推進委員会が勧告する指針といふものも法文どおり大変具体的なものになるんじゃないだろうか、こう考えております。</p> <p>ここで言う「地方分権推進計画の作成のための具体的な指針」というのは、計画行政におきます三つの体系、つまり第一には基本構想、それから第二には総合計画、第三には実施計画まで入るというふうに考えるわけですけれども、それでよろしいでしようか。</p> <p>また、実施計画は大変膨大な量になりますので、第一次、第二次と分けて勧告をしていただきたい方が政府が計画を立てる上でも大変いいのではないか、こう思いますけれども、いかがでしようか。</p> <p>○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。</p> <p>政府が策定いたしました地方分権推進計画は、地方分権推進委員会が勧告する指針を尊重して政府が作成するということになつておるわけでございますが、指針の具体的な内容につきましては、先ほどお答えいたしましたが、まさに委員会の自主的な検討にゆだねられるべき事項と考えておるわけございまして、政府といいたしましては、委員会から基本的な物の考え方を初め、委員が御指摘のござりますよう個別の施策につきましても、可能な限り具体的な指針を勧告していただけるの</p>
<p>ではないだろうか、かように期待をいたしておる次第であります。</p> <p>また、勧告を一次と二次に分けてはどうかといふ御意見でございますけれども、この点につきましても、基本的には勧告の内容いかんにかかわる問題であると認識をいたしております。委員会の問題であると判断によるべきものではないか、かように考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、この法案は五年間に集中的な取り組みを行うことによって地方分権の成果を上げようとするものでございまして、委員会におかれましたその点を十分に踏まえまして適切な時期に適切な勧告をいただけるものと、かように期待をいたしている次第であります。</p> <p>○山口哲夫君 確かに、推進委員会は自主的な判断で勧告をすることになるわけですから、しないで勧告をすることになるわけですから、そういうふうに考えるわけですねけれども、したがって、やはり要望もあるわけですから、そういう点では政府としての第一には実施計画まで入るところを十分伝えてお話ししたんですけれども、長官の考え方としての三つの中でも実施計画を立てる上でも大変いいのではないか、こう思いますけれども、いかがでしようか。</p> <p>また、実施計画は大変膨大な量になりますので、第一次、第二次と分けて勧告をしていただきたい方が政府が計画を立てる上でも大変いいのではないか、こう思いますけれども、いかがでしようか。</p> <p>○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。</p> <p>政府が策定いたしました地方分権推進計画は、地方分権推進委員会が勧告する指針を尊重して政府が作成するということになつておるわけでございますが、指針の具体的な内容につきましては、先ほどお答えいたしましたが、まさに委員会の自主的な検討にゆだねられるべき事項と考えておるわけございまして、政府といいたしましては、委員会から基本的な物の考え方を初め、委員が御指摘のござりますよう個別の施策につきましても、可能な限り具体的な指針を勧告していただけるの</p>
<p>ではないだろうか、かのように期待をいたしておる次第であります。</p> <p>また、勧告を一次と二次に分けてはどうかといふ御意見でございますけれども、この点につきましても、基本的には勧告の内容いかんにかかわる問題であると認識をいたしております。委員会の問題であると判断によるべきものではないか、かように考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、この法案は五年間に集中的な取り組みを行うことによって地方分権の成果を上げようとするものでございまして、委員会におかれましたその点を十分に踏まえまして適切な時期に適切な勧告をいたいただけるものと、かように期待をいたしている次第であります。</p> <p>○山口哲夫君 確かに、推進委員会は自主的な判断で勧告をすることになるわけですから、そういうふうに考えるわけですねけれども、したがって、やはり要望もあるわけですから、そういう点では政府としての第一には実施計画まで入るところを十分伝えてお話ししたんですけれども、長官の考え方としての三つの中でも実施計画を立てる上でも大変いいのではないか、こう思いますけれども、いかがでしようか。</p> <p>また、実施計画は大変膨大な量になりますので、第一次、第二次と分けて勧告をしていただきたい方が政府が計画を立てる上でも大変いいのではないか、こう思いますけれども、いかがでしようか。</p> <p>○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。</p> <p>政府が策定いたしました地方分権推進計画は、地方分権推進委員会が勧告する指針を尊重して政府が作成するということになつておるわけでございますが、指針の具体的な内容につきましては、先ほどお答えいたしましたが、まさに委員会の自主的な検討にゆだねられるべき事項と考えておるわけございまして、政府といいたしましては、委員会から基本的な物の考え方を初め、委員が御指摘のござりますよう個別の施策につきましても、可能な限り具体的な指針を勧告していただけるの</p>
<p>ではないだろうか、かのように期待をいたしておる次第であります。</p> <p>また、勧告を一次と二次に分けてはどうかといふ御意見でございますけれども、この点につきましても、基本的には勧告の内容いかんにかかわる問題であると認識をいたしております。委員会の問題であると判断によるべきものではないか、かのように考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、この法案は五年間に集中的な取り組みを行うことによって地方分権の成果を上げようとするものでございまして、委員会におかれましたその点を十分に踏まえまして適切な時期に適切な勧告をいたいただけるものと、かのように期待をいたしている次第であります。</p> <p>○山口哲夫君 確かに、推進委員会は自主的な判断で勧告をすることになるわけですから、そういうふうに考えるわけですねけれども、したがって、やはり要望もあるわけですから、そういう点では政府としての第一には実施計画まで入るところを十分伝えてお話ししたんですけれども、長官の考え方としての三つの中でも実施計画を立てる上でも大変いいのではないか、こう思いますけれども、いかがでしようか。</p> <p>また、実施計画は大変膨大な量になりますので、第一次、第二次と分けて勧告をしていただきたい方が政府が計画を立てる上でも大変いいのではないか、こう思いますけれども、いかがでしようか。</p> <p>○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。</p> <p>政府が策定いたしました地方分権推進計画は、地方分権推進委員会が勧告する指針を尊重して政府が作成するということになつておるわけでございますが、指針の具体的な内容につきましては、先ほどお答えいたしましたが、まさに委員会の自主的な検討にゆだねられるべき事項と考えておるわけございまして、政府といいたしましては、委員会から基本的な物の考え方を初め、委員が御指摘のござりますよう個別の施策につきましても、可能な限り具体的な指針を勧告していただけるの</p>

うことにならうかと考えております。

○山口哲夫君 午前中の最後の質問になりますけれども、先ほども自民党的吉村議員の方から、地方分権というは何といつてもやはり国民の側から盛り上がつてこなければいけないというお話をありました。

そういう点では、これから実施計画をつくつていく場合にも、国民の立場で見ても、なるほど分権の時代が来ればこういふ仕事が自治体の方に移つてくるんだ、非常にわかりやすい実施計画というものをこれから政府としてもやっぱりつくつていただきたい。そういうことを考えたときは、今申し上げたような、できるだけ各省庁別に、国民が見てもすぐなるほどわかるような、そういう形でこれから実施計画作成というものを今から考えておいていただきたいものだということを要望いたしまして、午前の質問を終わります。

○委員長(小林正君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

○委員長(小林正君) ただいまから地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、大脇雅子君及び広中和歌子君が委員を辞任せられ、その補欠として瀬谷英行君及び釘宮磐君がそれぞれ選任されました。

○山口哲夫君 それでは第三問から入ります。

四月十三日の衆議院地方分権特別委員会におきまして、我が党の島山議員の、地方分権推進法第五条に規定する「その他所要の措置」には、当然機関委任事務制度の廃止と、廃止する場合の具体的な問題について検討する

的措置の検討が含まれると解するが間違いないかとの質問に対しまして、総務省長官から、法案第五条における「その他所要の措置」云々という内

容には、「御指摘のとおり、政府における検討の結果、機関委任事務制度の廃止について具体的的結論が得られる場合には、これを廃止することを含むものである」と御答弁されておりますけれども、この答弁には間違いないでしょうね。これが第一。

それから二つ目には、機関委任事務が廃止された場合に、国の事務はどうしても自治体の協力を得なければならない事務として、先ほどの質問にもちよつと出ておりましたけれども、国政選挙、旅券、それから外国人登録、戸籍などの事務が挙げられると思いませんけれども、いかがでしょうか。

それから三番目、その際、自治体の協力を得るにはどんな方法が考えられるでしょうか。私は、機関委任事務制度を廃止するわざですから、これは当然個別法で対処をするべきものだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

四番目、その場合、地方自治法第一百五十五条、いわゆる長に対する職務執行命令などは根拠を失うわけですから廃止することになるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山口哲夫君) 最初のお尋ねでございますが、法案第五条における「その他所要の措置」云々という内容には、御指摘のとおり、政府における検討の結果、機関委任事務制度の廃止について具体的な結論が得られる場合におきましてはこれを廃止することを含むものであります。

次に、機関委任事務に関して御指摘のとおり、その中には国政選挙の執行、旅券の発給事務、戸籍事務など、どうしても國の事務として残らざるを得ないものがあると考えます。具体的には、個別具体的に何がこれに該当するかについてはさらには議論を深め判断する必要があると認識いたしております。その際、政府といたしましては、機関委任事務制度そのものについて検討する事務(例えば、公的年金、宇宙開発、骨格的・基幹的交通基盤など)というものが書いてあります。

こととしておりますが、その際には、国と地方の協力関係のあり方等についても十分検討されるものと認識をいたしております。

次のお尋ねにつきましては、事務当局から答弁をいたさせます。

○政府委員(陶山勝君) ただいまの大臣の御答弁に尽きてはいるわけでございますが、山口先生から自治体の協力を得る方式の問題について、それに関連いたしまして現在の地方自治法に定める職務執行命令制度についてのお尋ねでございました。

いずれにしろ、機関委任事務制度そのものがあり方について検討いたしました場合に、大臣が申し上げましたように、どうしても國の事務として残らざるを得ない事務があるわけでございますが、この場合の国と地方との協力関係のあり方につきまして、御指摘のありましたような仕組みを具体的にどうするのか、裏から言えば國としての最終的な責任を担保する仕組みを具体的にどのように仕組んでいくのか、そういう問題については幅広い観点から議論が行われ、結論を得べき問題であろうというふうに考えております。

○山口哲夫君 機関委任事務として、機関委任事務という制度は廃止することになったとしても、どうしても自治体の協力を得なければならない国事の事務というごとに今私は四つほど例を挙げたわけですが、そのほかどういうものがいるかということはさらに議論を深めていかなければならぬだらうといふ御答弁でございましたけれども、制度そのものを廃止するといふことが大原則になつた場合には、できるだけそういうふうに思ひますので、その点はひとつ御努力をいただきたいと思うわけです。

今度は全くそれとは別な観点なんですけれども、地方分権推進に関する地方制度調査会の答申の中には、國の役割の中で「全国的規模・視点で行なわれることが必要不可欠な施策・事業に關する事務(例えば、公的年金、宇宙開発、骨格的・基幹的交通基盤など)」というものが書いてあります。これは今提案されている法案の第四条の「役割分担」の中にも具体的な例としては書かれてありますけれども、同じように全国的な規模で行なわれるが、この公的年金を一つとつてみますと、これは果たして國の役割分担の中に含めていいものなかどうなのかという実は疑問があります。なぜかと申しますと、この公的年金というものは分類すると大体四つくらいの事務に分かれると思いますが、一つは、裁定の事務がありますね。ところが、この裁定事務といふのは法律で基準だけを決めておきますと、あとはこれは自治体でできる仕事なわけです。それからその次には給付事務といふのがあるんですけども、これはもう自治体がやろうと思えば完全にできますし、徵収の事務、いわゆる掛金の徵収の事務もこれは自治体ができるわけです。そうすると、公的年金という仕事を一つとえてみて國がやらなきやならない仕事というのは年金財政の問題だけではないだろうか。

こういうふうに考えますと、このいわゆる國が役割分担として担うべき仕事の中の具体例が挙がつておる中にも、よく検討してみたら自治体で行なった方がいいという仕事があるということも考へられるわけでして、そういう点についてこれまでやれるというものがあればそれは自治体の方で行なうような部類に入れていくべきではないだろか。一つ一つの事例について政府として検討してみて、なるほどこれは必ずしも國でなくともこれでやれるわけでして、そういう点についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(陶山皓君)　ただいま具体的な國有名詞でのお尋ねでございますが、一般論として申し上げますけれども、大臣からたびたび申し上げておりますことと重複するかもしませんが、事務の性格によつていすれにしる個別具体的に國と地方の役割分担を検討していくということになるわけでござります。

その場合、ただいまのお尋ねに関連して申し上げますならば、いわゆるこの事務の名称と申しますか類型と申しますか、その一つのまとまつた行政事務の中にもいろいろな範囲、内容の性格の事務が存在をするということはあるうと存じます。その場合には、個別の具体的な事務内容に応じた検討が行われるということにならうと考えております。

○山口哲夫君　今、一例だけしか申し上げませんでしたけれども、そのほかにも幾つか例示されるものがありますから、ぜひひとつ検討を十分していただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

それから、三問の中の三番目に質問をいたしました、自治体の協力を得なければどうしてもできない國の事務、そういうものは個別法で対処するべきだという質問を私の方からしたわけですけれども、それに対しては別に具体的に肯定的な御答弁はありませんでしたが、この場合、機関委任事務の制度そのものが廃止になるわけですから、いわゆる今まで言っている機関委任事務といふものがなくなるということになりますと、これはやっぱり別な形で地方自治体に対して國の事務に協力してもららうようなことを考えなければいけないと思うんです。

そうなりますと、これは國と自治体との間で、例えば国政選舉あるいは戸籍事務、そういうものを個別に契約関係を結ぶようにするのか、あるいは個別法でどうしても地方自治体の協力を法律で求めるというそういう形にするのか、どちらかしか我不是のではないかなというふうに思うわけです。

私は、むしろ個別法でもってきちっとやった方が協力も得やすいのではないかだろうか、こういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 本会議でもこの問題についてはお答えをいたしたわけございますが、機関委任事務、その事務自体が必要ないというものは当然廃止するということになると存じます。それからまた、その事務自体は必要であるけれども、機関委任事務ではなしに地方公共団体の団体事務としてこれを処理するという形の整理の仕方ももちろんあろうかと思ひます。

それから、御指摘のござりますように、国の事務としてどうしてもこれはやらなきゃならぬ、そして地方公共団体の事務ということではなくて、国が出来た機関をつくつて例えば国政選挙の事務をやるとか、あるいは旅券の発行をやるとかということは、これは行政改革に反することとございますからそういうようなことはやるべきではない。そういたしますと、国が行う事務として、これを地方公共団体にお願いする場合にどういう方法がいいのか。これについては検討いただいて、その場合、機関委任事務制度は廃止をするという結論であるならばこれは廃止することも結構ではないか、こうお答えしたわけでございまして、その場合、地方六団体からの御意見等もあるよう、何か違った形の扱い方というものが御議論の結果まとまりまするならば、そういうこともありまするのではないかだらうかというふうに考えておる次第であります。

○山口哲夫君 機関委任事務制度そのものが廃止ということになりますと、今までのような形態をとらないで、ぜひひとつできるだけ個別法でもつてやるように、その際、政府の方としても検討しておいていただきたいものだと要望しておきま

す。

次に、四問目ですけれども、地方分権推進法が成立いたしますと、地方自治法や自治省設置法、これも全面的改定が必要になるというふうに私は思います。いつの時点での二つの法を改正すべ

きなのか、もし考へがあつたら示していただきたいと思います。その場合、例えば自治体の執行機関など大変規制が厳しくされています。分権時代は、もつと自治体が自由に事務の執行ができるようにして私はいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また逆に、分権法に基づいて地方自治法を改正しなくとも、地方自治体がやる気があればできる事務はたくさんあるのではないかと思います。一例を挙げますと、住民投票制度なんかがそれたると思います。法に書かれていないだけでは、禁止規定がなければ当然自治体の自主性でこれらは執行できるものというふうに私は解釈してもよろしいのではないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣（野中広務君） 地方分権の推進に伴いまして、委員が今御指摘されましたように、地方自治法等の見直しについてのお尋ねでございますが、地方分権推進計画を受けまして地方自治法等の所要の改正が必要となる場合もあると考えております。

地方分権を進める具体的な方策の一つといたしまして、昨年、地方自治法の改正によりまして中核市の制度やら広域連合制度が創設をされたところでござりますけれども、外部の監査制度の導入等、地方制度調査会の答申で提言された検討課題もあるわけでございますので、今後とも地方分権の推進の状況に応じまして所要の地方自治法等の見直しの検討を行ってまいらなければならぬと考えておるところでございます。

現在でも地方自治体がやる気があればできることがあるのではないかという御指摘でございますけれども、地方公共団体は法令に特別の定めがある場合を除きまして、委員御指摘のように、その区域内における事務の幅広い処理をする権能を有しておるわけでございます。地方公共団体といたしましても、創意工夫を図ることによりまして地域に関する行政を自主的、主体的に担っていくことが一番大切なことであると考えておるのでござ

○山口哲夫君 治法それから自治省の設置法をいろいろと読んで見ますと、相当やはり自治体の執行に対しても制限を加えているという項目がたくさんあるわけです。

小さい問題ですけれども、例えば県においては機構として部は幾つくれとか、そんな細かいことを載っているわけなんで、分権の時代になつたらこれはもっともと自治体が自由に執行ができるような改正というものをまずつくっていかなければならぬ。自治省はそういうことを率先してまずやっていかなければならぬところだと思うので、自治省に関する、特に自治法、自治省設置法などというものについては全面的にやっぱり改正していくかなければいけなくなるんではないだろうかというように思いますので、ぜひひとつ今から検討しておいていただきたいものだというふうに考えます。

それから住民投票なんですけれども、これには随分いろんな御意見があるようになりますけれども、一説に、住民投票を実施するということになると当該事項について権限を有する議会または長の権限を侵すことになつてはならないんだというそういう見解が述べられるわけですから、私は果たしてそうだろうかなという実は疑問を持つわけです。例えば、オリンピックを自分の町でやるかやらなかということを仮に決める場合に、今はほとんど議会でもつてその承認を得ればそれで決まるんでしようけれども、そうではなくして、これを住民投票にかけるといふような場合に、果たして議会の持つている権限というものがそのことによって侵されるかどうかということになると、私はそういうことにはならないと思うわけです。

例えばスイスの例なんかをとつてみますと、一
尊重して議決をするというような条例をつくって
おけば、何も権能を侵すことにはならない。それ
からまた、長の執行権に対してもやはり侵される
のではないかと言いますけれども、首長が執行す
る判断を住民投票に置く、住民投票の結果という
ものを執行する場合の一つの判断にするんだとい
ふことを条例で決めておけば、これは執行権の侵
害にはならないだろうというように実は思われる
です。

講会及び長の所定の権限が認められてゐることこれが認識をされまして、すなわちこれらの権限に実質的に抵触しないかどうかといふ検討が十分なされ、いわゆる地方分権というものが成熟した過程では、お互に、今お説のような個別事例に対してはそれぞれ住民投票等考えられるべき時期は来るのではないかと思うかと思うわけでござりますけれども、いずれにいたしましても、長及び議会の権限との整合性ということについては十分慎重に配慮されるべきだと考えておるところでございます。

ては何んにもなりませんので、ぜひそういうことを御検討いただきたいものだということを要望として申し上げておきたいと思います。

な根柢に立って行わなければならぬ」云々といふ條文は、委員御指摘のとおり、地方制度調査会の答申の②、③という趣旨を踏まえました上で作成したものでございまして、そういういた地方制度調査会の答申の趣旨を踏まえておるものというふうに解していただきて結構だと存じます。

○山口哲夫君 失礼しました。私、質問の中で③を読みましたけれども、②ですね。②の方がここの条文で言うものと全く同じような趣旨として解釈していくかというふうに訂正しておきたいと思ひます。

して別な個別法に抵触するようなことについてもやつぱり検討しておく必要があるというようなお答えですね。

申ですか、平成六年の十一月二十二日に出された「地方分権の推進に関する答申」の中の、これは「第二 國と地方公共団体の役割分担の基本的考え方」の「2 それぞれの役割に応じた事務配分の考え方」の「(1) 國は、一の中の③、「全國的規

すなわち、「② 国内の民間活動や地方自治に
関して全国的に統一されていることが望ましい基
本ルールの制定に関する事務（例えば、公正取引
の確保、生活保護基準、労働基準など）」、これと
全く同じ考え方かとういうことでしたけれども、司

はそういう住民投票にかけて住民投票の結果に基づいて執行するという、そんなような方法といふものを条例上とつていけばこれは決して長の機能まで侵す結果にはならないだろう。そういうふうに思うんです。

ける教育委員の任命の問題がありました。あれは区長が任命するという、たしか教育関係の法律で長が任命するということになつてますね。しかし、その長が任命するという手続的なことについてたしか書いてなかつたと思うんですね。そうすると、長が任命する場合にその判断を何に求め

模・視点で行われることが必要不可欠な施策・事業に関する事務（例えは、公的年金、宇宙開発、骨格的・基幹的（交通基盤など）」というふうに書かれておりますけれども、これと全く同じような内容だというふうに解釈してよろしいでしょうか。

じように解釈してよろしいということですね。それなら問題ないと思いますけれども、たまたまこれを読んでみると、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」ということで、「準則」という言葉をどういうふうに解釈し

れども、法律に書かれていないような問題についてはもっと自由に自治体が事務の執行を行ってもいいというような判断に立って、一つの例として申し上げたんですけれども、この住民投票についてさらに御意見があればお聞かせをいただきたいと思います。

るかという場合に、住民投票に求めるという条例を作つければ私はそういう個別法の抵触は受けないで済むんじゃないだろうか、こんなふうに実は思ふわけなんですよ。

だから、今それは別にここで議論しようとは思ひませんけれども、ほかの個別法に抵触する、住民投票を求めるべきだ、

随分文言が違つてゐるので、文言によつては、拡大解釈すれば別な事務までここに含めることはできるんじやないかというふうにさえ思われるような文言に変わつてきつてゐるものですから、心配なのでちよつと確認しておきたいと思います。

たらしいのかなというようにも考へたのですから、拡大解釈してまた別なもの何かこれでもつて、これは國の事務だというふうに言われたのでは大変だなと思ったのですから、大変細かいことでしたけれどもお尋ねをしてみたわけです。それでは次に移りますけれども、次は、自治省

(國務大臣(農中広務委) 一般的には 委員のね
説のように 地方公共団体は法令に違反しない限
りにおきまして地方公共団体の事務に関しまして
条例を制定することができるものでござります。
しかし、具体的にどこまで条例で定め得るかは、
個別の関係法令との抵触関係の有無が検討をされ
なくてはならないということは、もう委員御承知
のとおりだと思うわけでございます。
また、我が国の地方自治制度の基本的な仕組み
が、先ほどお述べになりましたように代表民主制
でありますわけでございますから、法令に基づく

民投票をやつてはいけないとそういうふうなことが書かれているなら別だけれども、ほとんどそういうものは書かれていないので、長の任命、議会の承認というところしか書かれておりませんから、あとの承認をするに当たっての手続とかそういうことを住民投票に求めて私も一向に個別法に抵触するものではないだろうというように思うので、そこはもう少しやつぱり、解釈をもとと繰り返すといふんですかね、余り厳格にするではなくして解釈していかないと、分権の時代に住民参加の自治というものがどんどん狹められていったの

では、委員が御指摘をされました地方制度調査会の答申、また地方六団体の意見等々も踏まえまして作成したものでございます。第四条に言いますところの「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に關する事務」、さらに「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならぬない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重點的に担い」、云々とこうありますのが、「全國的に統一して定めることが望ましい」と云々、それから「全国的な規模で若しくは全国的

には大変失礼なことを申し上げるかと思ひますけれども、地方分権で一番得をするのはどこだといたら自治省だというんですね。これは各省庁の方からそういう声が実は私たちの耳に入つてくるんですね。なぜですかと尋ねますと、だって自治省は地方分権の時代になつたら、交付税制度といふものは絶対これはなくならないでしよう。それが一つと、それから起債の許可権も自治省はなくさないと言つていい。そういうことからいえば、自治省は何にもなくなるものがないんだ、むしろ逆に権限強化されるんじゃないかということ

る美は言葉なわけです。私は一理あるなというふうに思ふんですよ。

それで、財政問題についてまず質問をするわけなんですかれども、地方自治体の役割分担に伴う財源をどういうふうに与えていくかということとは、これは分権の極めて重要な事項だというふうに思うわけです。もし国との関与が財政の面で強くなるということになりますと地方分権の精神といふものは完全に薄れてしまうんじゃないだろうか、そういうときに、地方自治体が参加できるようない制度、機関を税財政の面でやっぱりつくるべきでないだらうかというふうに思うわけです。

例えば、国と地方自治体で第三者機関をつくって交付税の配分をするということを考えてみてはどうだらうか、そう思うわけです。要するに、地方分権の時代の地方財政というものは国と地方自治体が共同で決定をするという制度をつくっておるべきだ、地方自治体の権限というものをできるだけやはり財政の面にもあらわせるような形を考えるべきだ。

だから今のように、自治省が全部交付税の算定から何でもやるわけでしょう。そうすると、よく選挙になりますと政治家が中に入つて交付税を少し多く取つてやつたとかなんとかかんとかといふ、政治家との問題まで自治省というのは疑われるわけですね。そんなことはないと思いますけれども、特に特別交付税なんかは選挙になると必ず引き合いに出されるわけですね。そうすると、知らない国民にしてみますと、政治家でもそうやつるわけですね。そんなことはないと思ひますけれども、大変なもんだな、こんな自治区の権限というのは大変なもので、こんなような陰の声も聞くことができるんですけれども、財政の公正化を期すためにはそういう自治体も参加できるような交付税の配分についての第三機関をやっぱりつくっておいた方がいい、そう思いましたけれども、いかがでしょ。

○山口哲夫君 確かにこの交付税の問題について述べておられる、大臣が今お答えになつたように、いろいろな団体の意見を聞くような制度はとつてゐるわけですが、されども、しかしそれはやっぱり決定の段階には参加していないわけですね。

だから、私の言ふのは、交付税の配分決定の段階で自治体の意見というものがそこに反映されるようにしていく必要があるんだと。そうなりますと、意見を聽取するだけではなくして、審議の中実際に自治体の代表が入つてくるような、そういうような機関というものをつくっておかなければ本当に民主化された交付税の配分ということにはならないだらうというふうに思うわけですね。恐らくこれからは、考え方によつては交付税そのものの枠といつもののが非常に大きくなつてくるのかも知れません。そういうことになつたときには、なおさらやつぱりその必要性が私は生じてくるというふうに思ふんですけれども、再度御意見があつたら聞かせていただきたいと思うんです。

それから、起債の許可権について、これは前にも聞いておりますので余り詰めた議論はどうかななどというふうに思つていたんですけれども、どうも起債の許可権を自治省が分権の時代になつても握るといふことになると、やはり各県からの陳情というものはなくならないし、それから各市町村から県に対する陳情といつものは恐らくなくならないだらうと思うんですね。分権の時代になつたときには、政府に対する陳情だとか都道府県に対する市町村の陳情といつものは権力なくするような方向にしていかなければ意味がないのではないだらうか、そんなふうに思ふわけです。

そうしますと、起債も一定の基準だけをつくつておけば、あとは自由に自治体にやらせていいのではないだらうか。例えば、起債総額が予算に對してどの程度とか、あるいは償還額が一般の収入額に對して何割程度とか。それを超える場合にはある程度の協議は必要にいたしましても、一定の

上限までは決めておいてあとは一切自由にやらせるというのでなければ、一つ一つの起債まで許可をとらなければならぬことではこれは分権の精神に反していくと思うので、そういうもう少し詰めた議論を自治省内でやつていただけないものだらうか。

何か前の御答弁を聞いておつたら、起債だけはどんなことがあっても自治省は放すわけにいかないういうようなふうにとれましたので、それについて御意見があればお聞かせください。

○国務大臣(野中広務君) 地方交付税の配分に対します自治体の参加等につきましては、財政調整機能のより一層の充実を図りますとともに、今後とも地方法公団体の意見、実情が委員御指摘のような状態に反映されますように十分配慮を加えてまいりたいと存じておるところでございます。

地方債の許可制度につきましては、やはり地方財政計画を通じまして地方債の元利償還財源を保障しなければならない、ということが大きな私は一つの柱であると思いまして、今日まで自治省といたしましては、臨時行政改革審議会の答申あるいは地方分権推進大綱に示されましたように、起債の枠配分を通じて弾力的により簡素にこれが行えるようには十分配慮をしてまいりましたし、これからもそういう姿勢で進んでまいりたいと思うわけでございます。

私自身の経験を通じましても、すべての地方公共団体を一律に見ることは非常に不可能でござりますし、また四年目に一度の公選制のある中における地方債のあり方というものは、委員がおっしゃいますように一つの基準を定めてやらなくてはならない、そういう状況は私自身も思うわけでございますけれども、さはさりとて、これが無制限になるようなことになれば後に大きなツケを残すことにもなるわけでござりますので、十分な基準を定めておかなくてはならないし、そして財源調整の意味におきましても、これから社会資本の整備等を十分踏まえながら個別に適応できるような配慮というものは加えていかなくてはならない

いと考へておるわけでございまして、一挙にこれすべて地方公共団体にゆだねるようなことはなかなか難しいんではなかろうかと、これは私の貧しい経験を通して感じておるところでございます。

○山口哲夫君　自治省は何といっても地方分権の推進役を担っているわけでございますので、はかの省庁の方から地方分権をやつて自治省が一番もうけるんだなんということが陰口として言われないよう、ぜひ率先して分権の精神にのつとつて財政問題についても御検討いただきたいものとお願いをしておきたいと思います。

次は七項目ですけれども、地方分権指進法の今度は第六条でございますけれども、「国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。」、こういうふうにあります。すなわち、自立的に地方公共団体がそれぞれの事務事業を執行するわけですから、自立的に執行するということは自分の財源を持つてできるようにしていかなければならない、こういう考え方方が法の精神だと思いまますので、そうなりますと、全体的に税財源の底上げというものが当然必要になってくると思うんです。

そうなると、まず第一の質問は、不交付団体があふえてくるだろうというふうに思ふけれども、いかがでしょうか。

二つ目。不交付団体があふえますと財政調整制度は変わらざるを得ないというふうに思います。すなわち、今は垂直的な形で行われているわけだけれども、それが今度は水平的な調整も含めてやつていかなければいけない、こういうふうに考えるけれども、いかがでしょうか。

それから三番目。分権というのは先ほど来議論がありましたが、二層性を持つておるわけですねけれども、その二層性の都道府県の主要な財源といふものを何に置くべきなのか。また、市町村の財源といふものは何に置くべきなのか。二層性にあわせて税財源の考え方についてもあればお示しいただきたいと思います。

四つ目は、本格的に地方分権が確立されたときには、税の徵収はすべて地方自治体が行いまして、國の事務に必要な財源分を地方自治体から國に納入をするという制度を検討してみたらどうだらうか。ドイツなんかはそれをやっているわけです。税金は全部自治体が徵収いたします。そして、その何割かわかりませんけれども、半分なら半分は國の方に自治体から納入いたしましよう、それで國の仕事をやってください、あとは自治体の方でやりましょうと。もちろんこの交付税制度のよろんな財源の再配分はやっているようですが、それとも本格的な分権の時代になればやっぱりそういうことを考えてみていいのではないかどうかというふうに私は思うんですけども、いかがでしようか。
○政府委員(遠藤安彦君) 前段の御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。税源が強化された場合に、不交付団体がふえるかどうかといふ尋ねでございます。

地方分権ということになりますれば、当然専限の移譲は地方団体に行われるわけでありますので、事務事業がふえてくると。それに対する財源を一つは手当てる必要があるということは言うまでもないことであります。その場合に、地方税財源の中、地方税源のみによつてそいつた事務事業の財源をふやすことになるかどうか、という点は一つあるかと思います。
しかしながら、地方税源が増加をいたしましたれば当然交付税の算定上は基準財政収入額がふええるわけであります。一方で事務事業もふえるわけですが、ございまますので、逆に言いますと交付税の基準財政需要額の方もふえるわけでありますから、そ

の両方を考えあわせて、税源がふえるから不交付団体が当然ふえるということには必ずしもならないのではないかという面もあるうかと思います。
仮定の話ですけれども、基準財政需要額を据えて、地方税源の充実だけふやせば、これは当然不交付団体が増加するということになります。ただ、この地方分権にあわせまして、地方団体が自主性、自立性をふやすという観点から、非常に重要な視されるわけですが、やはり日本の地方団体は今税源の偏在が非常に大きいわけでございますので、税財源の中ではやはり地方交付税の充実ということも考えていかなければならぬというよう私ども思つておる次第であります。
それから、不交付団体がふえれば財政調整制度の考え方にも変えるべきではないかと、水平的な調整を検討すべきだというお考えでござります。
この財政調整制度のあり方の問題でございますけれども、確かに現在やっているような垂直的な調整、それから東京都と特別区の間に行われておられますような水平的な財政調整といふものもあるわけではありますけれども、この地方分権に伴つて地方の自主性、自立性ということになりますれば、やはり地域住民が自分たちの属する地方団体の財政的な基盤は自分たちが、住民みずからが支えるんだという、いわゆるタックスペイヤーとしての自治意識の問題、これに対する影響、あるいは地方団体が徴税や税源闊与を幾らしてもオーバーパー分については水平的調整でどこかに吸い上げられてしまうということになりますと、やはり地方財政運営上の自主性、自立性というものが必ずしも強化されるとは限らないと、こういった点がいろいろ指摘をされているところでございます。
したがって、地方自治の本旨にかかる地方税制度の基本問題を含んでるというようなことでございまますので、やはりこの水平的調整といったことを考えますときには慎重に対処していかなければいけないのでないのではないかというように考えていいの次第であります。

○政府委員(佐野徹治君) 地方税源の問題でございますけれども、地方団体がその責任を適切に果たしていくためには、安定的でかつ伸長性のある税財源が付与される必要があると、これが基本的な考え方でございます。

過去をさかのぼりますと、昭和二十四年のシャウブ勧告では、この地方税の基本的な考え方としてしましては、地方税における市町村税の優先的な拡充、それから道府県税と市町村税の税源の分離、こういう基本的な方針のもとで、住民税と不動産税、これは固定資産税でございますけれども、住民税と不動産税は市町村税とする、それから事業税、入場税、遊興・飲食税は道府県税とすると、こういった提案がなされていましたわけでございます。

現在、このシャウブ税制を基本的に受け継ぎまして、道府県税は法人関係税を中心とした税体系となつております。一方、市町村税は個人住民税と固定資産税を中心とした税体系となつていています。

今後、地方税におきましては、道府県、市町村のそれぞれの果たすべき役割に応じた形で、所得、消費、資産、これらの間でよりバランスのとれた安定的な税体系を求めるに同時に、その充実強化を図っていくことが必要であると考えております。また、道府県税につきましては、現在、法人所得課税に偏った構造、こういったこともございましたので、その安定的な税体系の構築を図るという観点から、昨年成立させていただきました税制改革関連の法案では、地方につきましては地方消費税が創設されたところでございます。

いずれにいたしましても、今後安定的な地方税体系の構築という観点から、かねてより課題となつておりますような現行事業税の外形標準課税を含めた地方税制上の諸課題につきまして、税制調査会等の審議を通じて協議検討を進めてまいり

たいと考えておる次第でござります。

それから次に、税の徵収の問題でございますけれども、連邦制の国家でありますドイツにありますことは、これは共同税につきまして州政府が税の徵収等の事務を行い、州政府は収納した税収の一定期割合を連邦に納入するという制度を採用しておるわけで、これは先ほどお話をあつたとおりでございます。

税の徵収のあり方につきましては、それぞれの国的事情に応じた多様性があり得ると思われるわけでござりますけれども、我が国におきまして本格的に地方分権が確立されました後の税の徵収のあり方につきましては、税制調査会とか地方制度調査会等の御審議もいただきながら検討すべき課題であると考えておる次第でござります。

○山口哲夫君 それでは問題を変えまして、総務省長官にお尋ねいたします。この法律は期限立法で五年になつてゐるわけであります。したがいまして五年以内に地方分権を終わらせなければならない、こういうことだと思います。

そこで、五年間の大まかな計画についてお聞きしたいと思ひますけれども、推進委員会が作成する実施計画までの勧告は遅くとも前半の二年ぐらいで出していただいて、そして政府は、この勧告に従つて半年間くらいで推進計画を作成して国会に報告した後、後の二年半で関係法案の提案を行ひ、国から県に事務の移譲を終わらせると考えてよろしいでござります。

○国務大臣(山口鶴男君) 御指摘のとおり、この

法律は五年の限立法でございます。この五年間で全力を挙げて地方分権を実行してまいりたいと考えておるわけでございますが、そうなりますと、政府が策定いたしまず地方分権推進委員会が指針を勧告いただくのはそれに十分間に合います。となりますが、そのうな形で指針の勧告をいただきたいものと、かのように考えておる次第でござります。

○山口哲夫君 ゼビソウいうことで進めていたただ

きたいものだと思います。

次は九番目の質問ですけれども、五年間で上げるということは、これは相当事務局体制がしっかりとしていかなければいけないと思います。

それで、第二臨調のときは百人以上の専任職員が配置され、その上に専門委員制度もたしか設けたといふように記憶をしておりますけれども、

今度の場合は第二臨調以上に事務量が多くなるんじゃないだろうかなというように思います。そ

うことからいきますと、これだけの大改革をするためには総定員法に余り拘束されないで、定員をふやしても事務局体制を整えるべきではないだ

ろうかというようにも思いますが、その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制の問題でござりますので、私から申し上げたいと存じます。

今国会で法案を成立させていただけますなら

ば、できるだけ速やかに事務局の設置について準備をスタートさせたいと考えておりますが、その

ためにできるだけ早く準備体制を設置して具体的な作業を進めていきたいと考えております。た

だいま自治省とも相談をしながら検討を始めたところでござります。

ところで、山口先生お話しの事務局の問題でございますが、現在、申し上げましたような状況でござりますので、どの程度の規模にするとか、どの程度の事務量になるとかというような問題について具体的な御説明を申し上げられる状況にございません。ただ、一般論として申し上げますならば、委員会の審議の状況に応じまして、事務局の体制はその審議を補佐するに十分なレベルの体制を組んでいくことが必要であろうと考えておられます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、本会議でもお答えいたしましたが、今回の地方分権推進法案に関しましては、村山総理が非常な熱意を持ちまして、また総理としてのリーダーシップを發揮いたしまして、この地方分権推進委員会は必ず法案に織り込まれて、やいかぬと。しかも地方分権推進委員会の任務は、単に意見述べるということではなく、そのうな形で指針の勧告をいただいたいものと、

上でその業務に支障のない体制を組んでいくといふことを申し上げておきたいと存じます。

○山口哲夫君 次の十問目ですけれども、そこで問題は事務局長のことです。私は前の委員会でも質問したんですけど、たしかそのときの御答弁は、なかなか民間から起用するということは非常に難しいだろうけれども優秀な人材を充てたいというふうに記憶をしておりますけれども、

今度の場合は第二臨調以上に事務量が多くなるんではないだろうかなというように思います。そ

うことからいきますと、これだけの大改革をするためには総定員法に余り拘束されないで、定員をふやしても事務局体制を整えるべきではないだ

ろうかというようにも思いますが、その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制の問題でござりますので、私から申し上げたいと存じます。

今国会で法案を成立させていただけますなら

ば、できるだけ速やかに事務局の設置について準備をスタートさせたいと考えておりますが、その

ためにできるだけ早く準備体制を設置して具体的な作業を進めていきたいと考えております。た

だいま自治省とも相談をしながら検討を始めたところでござります。

ところで、山口先生お話しの事務局の問題でございますが、現在、申し上げましたような状況でござりますので、どの程度の規模にするとか、どの程度の事務量になるとかというような問題について具体的な御説明を申し上げられる状況にございません。ただ、一般論として申し上げますならば、委員会の審議の状況に応じまして、事務局の体制はその審議を補佐するに十分なレベルの体制を組んでいくことが必要であろうと考えておられます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、本会議でもお答えいたしましたが、今回の地方分権推進法案に関しては、村山総理が非常な熱意を持ちまして、また総理としてのリーダーシップを発揮いたしまして、この地方分権推進委員会は必ず法案に織り込まれて、やいかぬと。しかも地方分権推進委員会の任務は、単に意見述べるということではなく、そのうな形で指針の勧告をいただいたいものと、

を御提示いたした次第でござります。

そういうふうに記憶しております。

○山口哲夫君 次の十問目ですけれども、そこで問題は事務局長のことです。私は前の委員会でも質問したんですけど、たしかそのときの御答弁は、なかなか民間から起用するということは非常に難しいだろうけれども優秀な人材を充てたい

うかというふうに記憶をしておりますけれども、

今度の場合は第二臨調以上に事務量が多くなるんではないだろうかなというように思います。そ

うことからいきますと、これだけの大改革をするためには総定員法に余り拘束されないで、定員をふやしても事務局体制を整えるべきではないだ

ろうかというようにも思いますが、その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制の問題でござりますので、私から申し上げたいと存じます。

今国会で法案を成立させていただけますなら

ば、できるだけ速やかに事務局の設置について準備をスタートさせたいと考えておりますが、その

ためにできるだけ早く準備体制を設置して具体的な作業を進めていきたいと考えております。た

だいま自治省とも相談をしながら検討を始めたところでござります。

ところで、山口先生お話しの事務局の問題でございますが、現在、申し上げましたような状況でござりますので、どの程度の規模にするとか、どの程度の事務量になるとかというような問題について具体的な御説明を申し上げられる状況にございません。ただ、一般論として申し上げますならば、委員会の審議の状況に応じまして、事務局の体制はその審議を補佐するに十分なレベルの体制を組んでいくことが必要であろうと考えておられます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、本会議でもお答えいたしましたが、今回の地方分権推進法案に関しては、村山総理が非常な熱意を持ちまして、また総理としてのリーダーシップを発揮いたしまして、この地方分権推進委員会は必ず法案に織り込まれて、やいかぬと。しかも地方分権推進委員会の任務は、単に意見述べるということではなく、そのうな形で指針の勧告をいただいたいものと、

を御提示いたした次第でござります。

そういうふうに記憶しております。

○山口哲夫君 ゼビソウいうことで進めていたただ

きたいものだと思います。

次は九番目の質問ですけれども、五年間で上げるということは、これは相当事務局体制がしっかりとしていかなければいけないと思います。

それで、第二臨調のときは百人以上の専任職員が配置され、その上に専門委員制度もたしか設けたといふように記憶をしておりますけれども、

今度の場合は第二臨調以上に事務量が多くなるんではないだろうかなというように思います。そ

うことからいきますと、これだけの大改革をするためには総定員法に余り拘束されないで、定員をふやしても事務局体制を整えるべきではないだ

ろうかというようにも思いますが、その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制の問題でござりますので、私から申し上げたいと存じます。

今国会で法案を成立させていただけますなら

ば、できるだけ速やかに事務局の設置について準備をスタートさせたいと考えておりますが、その

ためにできるだけ早く準備体制を設置して具体的な作業を進めていきたいと考えております。た

だいま自治省とも相談をしながら検討を始めたところでござります。

ところで、山口先生お話しの事務局の問題でございますが、現在、申し上げましたような状況でござりますので、どの程度の規模にするとか、どの程度の事務量になるとかというような問題について具体的な御説明を申し上げられる状況にございません。ただ、一般論として申し上げますならば、委員会の審議の状況に応じまして、事務局の体制はその審議を補佐するに十分なレベルの体制を組んでいくことが必要であろうと考えておられます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、本会議でもお答えいたしましたが、今回の地方分権推進法案に関しては、村山総理が非常な熱意を持ちまして、また総理としてのリーダーシップを発揮いたしまして、この地方分権推進委員会は必ず法案に織り込まれて、やいかぬと。しかも地方分権推進委員会の任務は、単に意見述べるということではなく、そのうな形で指針の勧告をいただいたいものと、

を御提示いたした次第でござります。

そういうふうに記憶しております。

○山口哲夫君 ゼビソウいうことで進めていたただ

きたいものだと思います。

次は九番目の質問ですけれども、五年間で上げるということは、これは相当事務局体制がしっかりとしていかなければいけないと思います。

それで、第二臨調のときは百人以上の専任職員が配置され、その上に専門委員制度もたしか設けたといふように記憶をしておりますけれども、

今度の場合は第二臨調以上に事務量が多くなるんではないだろうかなというように思います。そ

うことからいきますと、これだけの大改革をするためには総定員法に余り拘束されないで、定員をふやしても事務局体制を整えるべきではないだ

ろうかというようにも思いますが、その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制の問題でござりますので、私から申し上げたいと存じます。

今国会で法案を成立させていただけますなら

ば、できるだけ速やかに事務局の設置について準備をスタートさせたいと考えておりますが、その

ためにできるだけ早く準備体制を設置して具体的な作業を進めていきたいと考えております。た

だいま自治省とも相談をしながら検討を始めたところでござります。

ところで、山口先生お話しの事務局の問題でございますが、現在、申し上げましたような状況でござりますので、どの程度の規模にするとか、どの程度の事務量になるとかというような問題について具体的な御説明を申し上げられる状況にございません。ただ、一般論として申し上げますならば、委員会の審議の状況に応じまして、事務局の体制はその審議を補佐するに十分なレベルの体制を組んでいくことが必要であろうと考えておられます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、本会議でもお答えいたしましたが、今回の地方分権推進法案に関しては、村山総理が非常な熱意を持ちまして、また総理としてのリーダーシップを発揮いたしまして、この地方分権推進委員会は必ず法案に織り込まれて、やいかぬと。しかも地方分権推進委員会の任務は、単に意見述べるということではなく、そのうな形で指針の勧告をいただいたいものと、

を御提示いたした次第でござります。

そういうふうに記憶しております。

○山口哲夫君 ゼビソウいうことで進めていたただ

きたいものだと思います。

次は九番目の質問ですけれども、五年間で上げるということは、これは相当事務局体制がしっかりとしていかなければいけないと思います。

それで、第二臨調のときは百人以上の専任職員が配置され、その上に専門委員制度もたしか設けたといふように記憶をしておりますけれども、

今度の場合は第二臨調以上に事務量が多くなるんではないだろうかなというように思います。そ

うことからいきますと、これだけの大改革をするためには総定員法に余り拘束されないで、定員をふやしても事務局体制を整えるべきではないだ

ろうかというようにも思いますが、その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制の問題でござりますので、私から申し上げたいと存じます。

今国会で法案を成立させていただけますなら

ば、できるだけ速やかに事務局の設置について準備をスタートさせたいと考えておりますが、その

ためにできるだけ早く準備体制を設置して具体的な作業を進めていきたいと考えております。た

だいま自治省とも相談をしながら検討を始めたところでござります。

ところで、山口先生お話しの事務局の問題でございますが、現在、申し上げましたような状況でござりますので、どの程度の規模にするとか、どの程度の事務量になるとかというような問題について具体的な御説明を申し上げられる状況にございません。ただ、一般論として申し上げますならば、委員会の審議の状況に応じまして、事務局の体制はその審議を補佐するに十分なレベルの体制を組んでいくことが必要であろうと考えておられます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、本会議でもお答えいたしましたが、今回の地方分権推進法案に関しては、村山総理が非常な熱意を持ちまして、また総理としてのリーダーシップを発揮いたしまして、この地方分権推進委員会は必ず法案に織り込まれて、やいかぬと。しかも地方分権推進委員会の任務は、単に意見述べるということではなく、そのうな形で指針の勧告をいただいたいものと、

を御提示いたした次第でござります。

そういうふうに記憶しております。

○山口哲夫君 ゼビソウいうことで進めていたただ

きたいものだと思います。

次は九番目の質問ですけれども、五年間で上げるということは、これは相当事務局体制がしっかりとしていかなければいけないと思います。

それで、第二臨調のときは百人以上の専任職員が配置され、その上に専門委員制度もたしか設けたといふように記憶をしておりますけれども、

今度の場合は第二臨調以上に事務量が多くなるんではないだろうかなというように思います。そ

うことからいきますと、これだけの大改革をするためには総定員法に余り拘束されないで、定員をふやしても事務局体制を整えるべきではないだ

ろうかというようにも思いますが、その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制の問題でござりますので、私から申し上げたいと存じます。

今国会で法案を成立させていただけますなら

ば、できるだけ速やかに事務局の設置について準備をスタートさせたいと考えておりますが、その

ためにできるだけ早く準備体制を設置して具体的な作業を進めていきたいと考えております。た

だいま自治省とも相談をしながら検討を始めたところでござります。

ところで、山口先生お話しの事務局の問題でございますが、現在、申し上げましたような状況でござりますので、どの程度の規模にするとか、どの程度の事務量になるとかというような問題について具体的な御説明を申し上げられる状況にございません。ただ、一般論として申し上げますならば、委員会の審議の状況に応じまして、事務局の体制はその審議を補佐するに十分なレベルの体制を組んでいくことが必要であろうと考えておられます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、本会議でもお答えいたしましたが、今回の地方分権推進法案に関しては、村山総理が非常な熱意を持ちまして、また総理としてのリーダーシップを発揮いたしまして、この地方分権推進委員会は必ず法案に織り込まれて、やいかぬと。しかも地方分権推進委員会の任務は、単に意見述べるということではなく、そのうな形で指針の勧告をいただいたいものと、

○國務大臣(山口鶴男君) 法案につきまして委員の方から高い評価をいただきましてありがとうございます。
も、いかがでしようか。
務には耐えられないと思うんですね、事務量が多過ぎるわけですから。ですから、私はそういう経験者を出すべきだというふうに考えますけれども、
れてほしいというふうに言つてゐるんですけれども、地方分権の二層性ということから考えますと、やっぱり県側から一名、市町村側から一名の事務には耐えられないと思うんですね、事務量が多過ぎるわけですから。ですから、私はそういう経験者を出すべきだというふうに考えますけれども、いかがでしようか。

先ほどお答えしましたように、総理大臣の強烈な決意、そしてまた担当いたしました私並びに自治大臣、相ともに協力をいたしまして、大綱方針よりも法案の方が前進したというのは珍しいと評価もいたたいたわけでございますが、自治大臣ともども努力をしたと評価いただいたことを感謝する次第でございます。

ところで、委員の任命の問題でございますが、これはもう本会議でもお答えしたわけでございまして、國、地方の行政につきまして高い見識を有する方々をバランスよく配置する、そういう必要性があるというふうに認識をいたしておる次第でござります。村山総理が衆参両院の御同意を得て任命をするわけでございますが、委員が今御指摘ございましたように、二層性ということであるならば、当然都道府県、市町村ということについても配慮すべきだという御意見でございますが、そういった国会の御議論等も十分踏まえました上で、総理は、先ほど申し上げましたように、高い識見を有する方をバランスよく配置するという観点から私は任命をいただけるものというふうに考えておる次第でございます。

○山口哲夫君 いろいろと細かい、しかも具体的な問題について絞って質問し、いろいろとお答えをいただきましてありがとうございました。

地方分権というのは、これは行政面での立場から見るとまさに革命的なものだというふうに思いました。それだけに相当の決意を持ってやらなければなりません。それだけに

○統訓弘君 私は、統一地方選挙が終わりましたが、それを踏まえまして今回の選挙結果を分析しながら、私自身の反省を込めながら私の意見を述べ、大臣の所見を以下お伺いしたいと存じます。

今回の統一地方選挙の第一の特徴は、何といっても首都東京、そしてまたそれに準ずる大阪、この二大都市に無党派の知事が当選をされた。しかも、相手方はそれこそ行政のエキスパート官僚であり、しかもその推薦者は自民党を含め各党でございます。そういうことからすれば当然私は当選してしかるべきと思いましたけれども、結果は残念な結果に終わったわけであります。

そして、第二の特徴は投票率の低下であると思ひます。

四十三の道府県議会議員選挙の平均投票率は五六・二三%、市長選挙は六〇・〇三%、町長選挙は八三・五三%、市議会議員選挙は六〇・一二五%、町村議会議員選挙は八三・四二%、東京都の特別区長選挙は四四・二八%で、同じく特別区議会議員選挙は四三・六九%。知事の選挙は五五・一二%で若干の微増ではござりますけれども、これらを除いてすべて過去最低の投票率でございました。

その結果、もう既に御案内だと存じますけれども、自民党は前回の得票率を三・七%落とされ了一〇・四%の得票率、社会党は前回より一・五%落とされて七・九%、そして共産、公明は横ばいであります。無所属はそれに比べて七・八%増の六〇%の得票率であります。

その結果の市議選の都道府県別当選者数は、もちろん自民党は千名を割られました。千名を超えたのは公明のみであります。特に私の関心のあるのは東京都の区議選なり市議選であります。自民

党、社会党は大変票を落とされ、かつ議員を落とされました。また、青島知事の得票率なり、あるいはだれがどういう投票行動をしたかという分析を朝日新聞の分析をおかりして申し上げますと、世代では青島候補には四十代が四六%、三十代が四四%で、二十代が三九%、六十年代が三一、五十年代が二八、七十年代が二十四という、こういう比率であります。これに対して石原候補の場合は、一番多かったのは七十年代以上が四三%、六十歳代が三〇%、五十年代は二五、そして青島知事の四十歳代四六%に対しても何と一七%であります。三十代が青島知事が四四%に対しても石原さんは一五%、二十代は青島島三九%に對して石原一八%。しかも、この職業別を分析してみると、何と会社員、公務員が青島島四九%に對して石原三七%であります。自営業者、専業主婦は石原氏が合わせて四二%に對して青島氏は三一%、こんな投票行動でございました。

しかも、さらに分析を朝日新聞によつて見ますと、政治に満足をしていない層が石原氏に投票している、こういう調査結果であります。

私は、この選挙を通じまして、語る会や励ます会やあるいはいろいろな会に出て市民のあるいは議員さんの方の御意見を伺いました。政治改革はあるいは地方自治制度の改革等に対しても大変関心を持っているおられました。したがいまして、せつかくの分権の委員会ではござりますけれども、この選挙結果はそれに無縁でないと、そのことを分析いたしましたがゆえに、あえてこういうお話を申し上げておる次第であります。

そして、二十四日付の読売新聞では、「相乗り市長選にシラケ」という大きな見出しが、「無党派候補」善戦の市も「政党離れ、地方に拡大」、こんな見出いで報じられておりました。

統一選前半戦の四十三道府県議選に続き、各党の消長を占う目安として注目された市議選では、自民、社会両党がともに過去最少の当選者となりました。

を記録する一方、政党色を出さない無所属の当選者が、前回（六千五百十三議席）を大幅に上回り、七千人を超えた。既成政党の低調を横目に増加する無所属の当選者は、道府県議会と同様、政党の求心力低下や中央政界の流動化に戸惑う有権者の意向を反映したものと見られる。こんな記事がございました。

選舉戦を通じて、ぜひこの際地方分権をと、特に東京の場合は関心が高うございます。せっかくこれまで地方の時代と言われ、そして衆参両院の全会一致の決議があり、そしてこの法案が出ている。その法案をもう少し具体的に、より地方に希望が持てるような法案にしてもらえないか、こんな意見がございました。

先ほど杏掛委員や吉村委員も大変建設的な意見を申されました。杏掛委員は、機関委任事務について原則廃止をなぜやめたわなかつたのか、また吉村委員は、分権なくしてあすの日本はない、こんなお話をされました。また、山口委員はかねがねの持論をここに展開をされました。私はこのお三方の議論を通じながら大変感銘を受けました。私ども平成会は、この参議院で全党一致の賛成を得て、私は修正案を出させていただく用意をしております。以下、修正案の内容についてお話を申し上げますけれども、先ほどお三方がお述べになりました御意見と全く同じでございますので、この際ぜひ御理解を賜りたい、このように思います。

具体的にお話をさせていただきますが、この地方分権の背景は、言うまでもなく、昭和二十四年のシャウブ勧告以来、地方自治に対するいろんな議論が高まってまいりました。そして、さらには近は、国会の先ほど申し上げました衆参一致の決議をてこに、それこそ政治問題とされておりました。細川政権の誕生によつて、地方分権は政治の大きな流れとなつたことは御承知のとおりであります。今回提案をされましたが地方分権推進法案の枠組みも、実は細川政権時代に構想されたものと私は思います。しかし、分権への具体的方針を示

していない政府案では地方分権が骨抜きにされるおそれがあり、そななないために、新進党として実は平成七年三月八日、衆法第二号をもつて修正案を提案申し上げました。

その具体的な特徴点をここであえて申し上げますと、一つは、役割分担では、国の役割を最小限にし、その内容を明確にすることを明記した上で、自治体の行政が企画立案、調整、実施を一貫して自主的・自立的に行うこと。二番目は、機関委任事務、地方事務官制度の廃止を明記すること。そして三番目は、財政的には、自治体の自主財源である地方税の充実強化を基本として、地方交付税の財源調整機能の強化、補助金の整理合理化、地方債許可制度の弾力化、簡素化という具体案を提示しました。そして四番目には、地方分権を正したのみで去る十四日に参議院に送付されてまいました。私どもはこの案を見て、せっかく地方政府の高まりの中で、送られてきた案が最善だろか、これを党内で議論をいたしました。一生懸命議論いたしました。その結果、衆法第二号に提出した新進党案にさらに修正を加えて、この際、国民の期待にこたえる最善の案を提案したります。

そして、このことについて勝木理事が本会議で述べられました。その内容を引用いたしますと、「細川元総理は、分権の思想が全く明確でなく極めて不十分、従来のおすそ分け的な発想の域を出ない法案が成立することによって、今後当分の間、現状が固定化されてしまうことは、地方分権そのものの促進を妨げるものであり、千年禍根を残すもの」と述べたように、将来に禍根を残さないよう真摯に議論を進めて、法案の実効性を高め、国民の期待にこたえるべきだという平成会の結論でございました。

以下、修正案の内容について御説明申し上げます。

〔午後三時二十分速記中止〕

○委員長(小林正君) ちょっとと速記をとめてください。

○委員長(小林正君) 速記を起こしてください。

まず、冒頭、統訓弘君の質疑について、今理事間で協議いたしましたところ、修正案の提案と受け取られるような趣旨の発言があつたとの指摘がございました。このことについて速記を精査して検討させていただきますが、統委員の方からその前後について趣旨を十分誤解なきよに御発言をいただければと思います。

○統訓弘君 先ほど大変葉足らずで恐縮いたしましたけれども、今考へている予定の修正案をこれまでから御提示申し上げながら御質問をさせていたいだけたい。今考へている予定の修正案……(発言する者多し)

○委員長(小林正君) 速記をとめてください。

○委員長(小林正君) 速記を起こして。

○統訓弘君 党として修正を要求すると思われる諸問題について質疑を今から申し上げます。

さて、私どもが考へている意見は、意見はですよ、意見は、実は参議院で特に宮澤先生を中心になって地方自治法の改正をされました。それは平成五年、私が議員になつて直後であります。その辺りは住民に身近な地方公共団体において処理する「権実現」に向けての考え方について、理解を強く求めたい」。こんな内容であります。これが私どものベースであります。

その具体的な箇所、私どもが想定している箇所は第四条であります。これは「住民に身近な行政というところに、効率的に処理する、「効率的」という言葉を挿入したらしいかがだらうかと、こういうことであります。

第二点、第五条の前半部分について、先ほど菅掛委員がおっしゃいました、原則廃止と。地方事務官制度を原則廃止ということをうたわれました。私どもは、原則をとつて廃止にしたらいかがなものだらうかと、これが第二点。

第三点、これは地方債の許可制度の廃止でございます。先ほど山口委員は廃止すべきだと、こうおっしゃいました。私どもも全く同意見で、廃止を行なうということを明記したらしいがなものだらうかと、こういうことでございます。

第四点、これは地方財政のいわゆる自主性を尊重するという意味で一項を加える。国は地方公共団体が行う地方税の課税についてその自立性を尊重するものとする、この一項を加えたらいかがなものだらうか、このことによつて私は地方自治が完全なものになるんじやなかろうかと、そういうふうを込めての提案であります。

第五点、これは先ほど山口委員がおっしゃいました。委員の任命は、私どもがせつかく参議院で修正をした、法案を出した、その法案に基づいての実は提案であります。前項の七人の委員の中には次に掲げる者を含まなければならぬ。その第一は、全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人。第二項は、全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者から一人。さらに二層制云々をおっしゃいました。したがつて、三番目に全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織がおっしゃいました。したがつて、三番目に全国の議院議員として真摯に受けとめることは当然のことだと思います。それが私どものベースでござります。そのことを篤と御理解願いたいと存じます。

それは既に平成六年の九月二十六日に提出されました。国会に、総理大臣に提出されたものであります。その中に最後にこんな言い方をしておられます。「新時代の地方自治」のあり方を見据えつつ、地方公共団体の総意を結集した今回の意見書は、地域住民の期待に応えるための、地方公共団体自らの決意表明であり、國に対する具体的な初めての意見具申である。地方六団体の「地方分権実現」に向けての考え方について、理解を強く求めたい」。こんな内容であります。これが私どものベースであります。

その具体的な箇所、私どもが想定している箇所は第四条であります。これは「住民に身近な行政というところに、効率的に処理する、「効率的」という言葉を挿入したらしいかがだらうかと、こういうことであります。

第二点、第五条の前半部分について、先ほど菅掛委員がおっしゃいました、原則廃止と。地方事務官制度を原則廃止ということをうたわれました。私どもは、原則をとつて廃止にしたらいかがるものだらうかと、これが第二点。

第三点、これは地方債の許可制度の廃止でございます。先ほど山口委員は廃止すべきだと、こうおっしゃいました。私どもも全く同意見で、廃止を行なうということを明記したらしいがなものだらうかと、こういうことでございます。

第四点、これは地方財政のいわゆる自主性を尊重するものとする、この一項を加えたらいかがなものだらうか、このことによつて私は地方自治が完全なものになるんじやなかろうかと、そういうふうを込めての提案であります。

第五点、これは先ほど山口委員がおっしゃいましたが、私どもは、せつかく参議院が修正をした法律をつくった、その法律に基づいて地方六団体が提出した案がございます。それは皆様御賛成なれなかつた。今回、宮澤先生を中心とした全会一致で参議院が議決をしたその案に基づいて地方六団体が提出した案がございます。それは皆様御賛成内とのおりだと思います。

したがつて、私どもは、せつかく参議院が修正をした法律をつくった、その法律に基づいて地方六団体から意見を申し出られたことに対しても、参

そこで、具体的に御質問申し上げます。

地方債の許可制度の問題についてございます。

けれども、実は東京都地方分権検討委員会答申と

いうのが平成七年の三月に出されました。これは

東京都知事に対してです。この委員は、座長が、

元法制局長官、そして自治省の要職を務められま

して最高裁判所の判事をされましたが角田禮次郎氏

であります。そして、副座長は第二十四次地方制

度調査会の副座長を務められました横浜國大の名

誉教授の成田教授でございました。そのほか委員

十五人、全体で十七人の委員の方々が、平成六年

五月二十三日に知事から、東京都の地方分権のあ

り方について具体的な方策を調査検討してほし

い、こういうふうな要請があつて、それを受けた

その結論を出されたのが三月十六日であります。

その中で、特に地方債の関係についてこんな記述がござります。

地方債許可制度の廃止

地方債は、社会資本整備の財源として、計画的な財政運営を確保するうえで大きな役割を果たすものである。しかし、起債が許可制度のもとにあるため、事業の性格や財政状況に応じた弾力的な活用ができず、地方自治体の自主的かつ計画的な行政運営が阻まれている。

地方債は、昭和二十二年以来「当分の間」として、許可制が採られてきた。しかし、起債は、議会の審議を経て予算で定められることから、住民の意思は十分反映されており、地方自治体の判断と責任について、財政状況や財政事情に応じ、適切に地方債を活用できるようしていくことが必要である。

許可制の理由の一つとして、地方自治体の財政の健全性を確保するために、国が関与しなければならないことがある。将来の元利償還費などの財政負担を懸念するためであるが、財政の健全性は、本来、地方自治体の自主的な判断に委ねるべきものであり、許可制度存続の根拠とはならない。

以上のことから、地方債許可制度は、廃止す

べきである。

なお、許可制の別の理由として、公的資金の配分の公平を図るということもある。許可制廃止後も公的資金による地方債の引受けの役割は残るため、公的資金枠や配分方法の決定について、地方自治体の意見を反映する場が必要であり、前述の調整会議において協議することが適当である。

こういう実は内容になつております。

このことについて、先ほど山口委員の質問に対

して自治大臣はお答えになりましたけれども、こ

ういう答申に関連して再度御所見を伺えればと存じます。

○國務大臣(野中広務君) 総委員から前段に統一

地方選挙の問題あるいは細川元総理の問題について、これは我々の意見を求められたわけではないわけですか。違うんですか。

○統訓弘君 違うんですよ。

○國務大臣(野中広務君) そうですか。それじゃ、それに触ることは避けたいと思いますけれども、少なくとも私は、細川さんも議席を持つてそれぞれ両院において満場一致議決された地方選挙の知識者といなしましても、さらに一国の総理をおやりになった方が、衆議院におきまして、最終の法案の取りまとめは与野党一致してそれをやれども、少なくとも私は、細川さんも議席を持つて満場一致で議決をする勢態ができた委員会決議が行われ、さらに本会議に出されたものでございません、少なくとも議会民主主義を基本として理解される一国の総理を経験された方が、議席を離れて審議権を放棄することによって、何か委員の御発言をかりると、今回の分権のあり方といふのは千年の禍根を残すようなものなどと言われることは、私は議員としての資質を疑うほどございません。まことに残念に思つておる次第でございます。一言触れておきたいと存じます。

次に、地方債の許可につきましては、統委員年來の御主張でありますことはよく承知をしておるところでございますけれども、行政経験の豊富な

統議員でございますので、全国三千数百にわたる地方公共団体の財政運営についてそれぞれ御理解をいただいておると思うわけでございます。

その中に、今申し上げましたような地方債許可制度の廃止、あるいは機関委任事務の廃止、あるいは地方事務官制度の廃止、あるいは財政自主権の拡大等々が提言をされております。

そしてさらに、先ほど行政局長から機関委任の問題について、事務の数について申されました。

それは県として千三百八十、市に百八十二の機関委任事務がある。東京都のこの検討委員会も悉皆

の策定を通じまして地方債の元利償還財源を保障しなければならないし、さらには地方財政及び個別

の団体に対する適正な地方債の発行規模を維持することができます。また、お述べになりましたように、社会資本整備あるいは地方のそれぞれ地域の活性化のために必要な資金が円滑に調達できるようになりましたよう、財政力の弱い団体におきましても、社会資本整備あるいは地方のそれぞれ地域の活性化のために必要な資金が円滑に調達できるようにならなければならぬのでございます。こういう意味から、そのそれぞれの諸点を考えますときに、これを存続する必要があると私は考えるわけでございます。

ただ、臨時行政改革審議会において述べられておりますとおりに、あるいは昨年の閣議決定によります地方分権の推進に関する大綱でも示されておりますとおりに、その地方債の許可の弾力化や簡素化というものはこれからも十分認識をして弾力化、簡素化に努めてまいらなくてはならないと存じておるところでございます。

○統訓弘君 さらにこの答申によりますと財政問題について提言をしております。それは私どもが先ほど議論として申し上げました財政自主権については、課税自主権を保障してほしい、保障すべきだ、こんな趣旨の事案を検討しておるというこ

とを申し上げましたけれども、この答申の中にやはりそういうことかうたわれております。

私は、この東京都地方分権検討委員会の答申は、先ほども申し上げましたように、各界の有識者のしかも大変な方々がお入りになつて真摯に検討され、将来の日本を、そして将来的の自治のあり方を検討された結果の私は答申だと思います。し

かも、当時は全国知事会の会長であった知事が諮問し、そして知事に対して、鈴木知事に対しても問題がある。通達や非公式な手段などによる関与以外にも、政省令、通達、さらには非公式な手段によっても事実上行われていることである。

第三は、国は、法律で定められた場合に限りした施策を実施するうえで支障となつていい

る。

第四は、国は、地方自治体に計画を策定させるとともに、その策定にあたって関与していることである。これにより、地方自治体の自主的、総合的な行政の展開を制約している。

第五は、地方自治体の組織や職の設置にまで

國が関与していることである。このため、地域の実態を踏まえた、時代に即応した柔軟な対応を妨げている。

こんな機関委任事務に対する問題点を指摘して

おります。

これについて総務庁長官の御所見を伺いたいと

思います。

○国務大臣(山口鶴男君) 衆議院におきまして、

細川議員も在籍しておられるわけでございます

が、その衆議院が全会一致をもつて可決をいたし

まして参議院に御送付いたしました案につきまし

ては、私どもとしてはこれが最善のものというふ

うに理解をいたしている次第であります。もちろん参議院における審議権というものは当然あるわけでございますので、これは参議院における御審

議の経過を私どもとしては見詰めてまいりたい

かよう考へておる次第でございます。

さて、東京都の意見書の問題でございますが、

御案内のように去る二月二十八日、政府におきま

して分権推進法案を閣議決定いたしました。この

閣議決定に際しまして、地方制度調査会の宇野会

長も歓迎するというコメントを発表いただきました

が、東京都知事の鈴木俊一氏が会長を務めてお

ります全国知事会、あるいは全国都道府県議会議

長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村

会、全国町村議会議長会、いわゆる地方六団体一

致いたしまして、閣議決定いたしました地方分

権推進法案についてコメントをいただきました。

内容は、

地方分権の推進が具体化に向け大きく前進した
ものであり、喜ばしいことであります。

本法案においては、地方分権を推進していく
上で中核となる独自の事務局を持った地方分権
推進委員会の設置が盛り込まれ、政府が作成す
る地方分権推進計画について具体的な指針の勧
告や推進計画の実施状況について監視し、意見
述べる機能が付与されおりますことから、
地方の意見を反映した地方分権が着実に前進す
るものと期待しているところであります。

ここに、内閣総理大臣はじめ政府関係者のこ
れまでの理解と努力に対し深く敬意を表す
とともに、本法案が是非とも今国会にお
いて、すみやかに可決成立いたしますよう関係者
の更なるご尽力をお願いする次第であります。

こう述べておられるわけでございまして、先ほどお述べになりました意見書が提出された東京都知

事を含めた地方六団体がこのようなコメントを発
表いたしていることを私どもは大変力強く思つ
ている次第であります。

そして、お尋ねの機関委任事務につきましては、先ほどお答え申し上げておりますけれども、私も機関委任事務を残そうと思っているわけではございません。これを思い切って整理合
理化したいというふうに考えておるわけでござ
いまして、事務の必要がないものについては廃止、
これは当然であろうと思ひます。また、事務の必
要があるというものにつきましては地方公共団体
の事務としていわゆる団体事務としてこれを存置
をするという方法があらうかと思ひますし、そし
て国の事務としてあくまでも存置すべきものだと
いうものにつきましては、これは国の出先機関で
もつて処理をするという方法もあるらうかと思いま
す。

しかし、これは行政改革推進の上からいって問
題点があるのでないかといふ見解も申し上げま
した。地方公共団体に国の事務として存置するも
のを実施を依頼するもの、これにつきましては機
関委任事務として残るというものがあることは議論
の結果あり得るかも知れません。あるいは事務の
処理の仕方についてはこれは機関委任事務にかわ
る新たな仕組みを考えるべきだという結論が出る
かもしれません。そうなれば当然機関委任事務と
いうものが廃止をされるということも含むもので
あるということは先ほどお答え申し上げている
とおりでございます。

○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。
先ほど申しましたように、事務の必要性がない
ものは名実ともに団体委任事務としての機能を果たせ
るような御指導をいただけのかどうか、その辺
のことを伺つておきたいと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。
先ほど申しましたように、事務の必要性がない
ものはこれは廃止すればいい、事務の必要性があ
るものは、これについては地方公共団体のいわば事
務とするということもあると思ひます。それから
また、御指摘ございましたような地方自治法の別
表第一、第二にあります団体委任事務として扱う
という方法があらうかと思ひます。それからま
た、機関委任事務として残さざるを得ないものあ
るいは新たな仕組みを考える方法、さまざまある
と思いますが、これらにつきましては地方分権推
進委員会におきまして十分な御議論をいただきま
して、御議論の結果出ました結論を私どもは尊重
の尊重についての御質問でございますけれども、お
もに十分御承知のとおりに、地方税制度にお
きましても課税に対します標準税率によらないこ
とが法的に可能でございます。超過課税などがで
きることは御承知のとおりでございます。また、

今伺いましたけれども、実は団体委任事務は本来
条例等々をつくって団体が自主的に事務ができる
ということになつておりますけれども、實際はそ
うはいかないのが実情でございます。

例えば小さい問題で大変恐縮でござりますけれ
ども、保育所の入所の関係についても団体委任事
務になつておるわけです。ところがすべて厚生省
の指団に基づかないとうまくいかない。保育所あ
るいは老人ホームの建設に際しても、本来団体委
任事務でありますけれども、これまた制約がされ
ております。事ほどさように、いわば建設は団体
委任事務、その団体が条例、規則等を制定して自
由に事務が処理できるということになつてゐるの
にかかるわらず、實際はそうではないというのがたく
さんございます。そのことについてはこの東京都
地方分権検討委員会の中にも指摘しておられる
それらのことについて御承知あるのかどうなの
か。

さらに、そういう問題について大臣として今度
は名実ともに団体委任事務としての機能を果たせ
るような御指導をいただけのかどうか、その辺
のことを伺つておきたいと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、事務の必要性がない
ものは自治省当局に大変な折衝を余儀なくされたわ
けであります。

○国務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。
先ほど申しましたように、事務の必要性がない
ものはこれは廃止すればいい、事務の必要性があ
るものは、これについては地方公共団体のいわば事
務とするということもあると思ひます。それはその団体が富
裕だということで制限をされる。そうなります
と、いわゆる地方の自主性は結果として損なわれ
る。いろいろ確かに問題はあるかもしれませんけ
ども、私はそういう課税の自主権が保障されて
いることを存じます。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘の課税の自主権
委員もう十分御承知のとおりに、地方税制度にお
きましても課税に対します標準税率によらないこ
とが法的に可能でございます。超過課税などがで
きることは御承知のとおりでございます。また、

○統訓弘君 今、大臣もお答えになりましたけれ
ども、確かに機関委任事務の受け皿として団体委
任事務が用意されている、こういうお話のことも
あります。

地方団体の課税に関する自主性を尊重する立場から、財政上の特別の必要があると認められる場合におきましては法定外普通税を課税できる制度を設けておるところでございます。

地方の自主性ということを考えましても、しかしこうした制度につきましては、社会経済活動が広域化し流通も発達しておる今日でございますので、異なる地域に住む納税者間の負担の公平感ということを十分配慮していかなくてはなりませんし、また地域間での財政力の格差の拡大やら地方政府の健全性の確保といった点からも、そこに一定の制約があらなければならないと私は考えておるところでございます。また、特に流通課税につきましては、税の性格上一定の税率の設定といつた制約があることはやむを得ないというようになります。

したがいまして、現行の地方税制度におきましては、地方団体の自主性を配慮したものとなつておると私は考えるわけでございますけれども、提案いたしております法律の文言は、地方分権推進大綱方針等を踏まえた上で、地方税財源の充実確保につきまして基本的事項を規定したものでございましたが、その点は御理解をいただきたいと存する次第であります。

○統訓弘君 私どもは、今申し上げたような願いを込めて、第六条の二項に、国は地方公共団体が行う地方税の課税についてその自立性を尊重するものとする、こういうふうにいたしたらいかがなものだろうか、そうすることによって私が先ほど申し上げました地方自治のあしたがあるというふうに理解をするものであります。

そこで、先ほど申し上げました、また山口委員も御質問されましたが、この委員に対しやはり地方団体の、先ほど山口長官は、もちろんそういうことは配慮するのは当たり前だ、こうおっしゃいましたけれども、地方団体側からすれば、私は、参議院で修正をした地方自治法の改正の団体、それは知事会、市長会あるいは市町村長会、議長会も含めまして、そういう地方六団体の

中からそれぞれ一人ずつ選んで推進委員会の中に委員として参加していただく、それが一番安心で

しこうした制度につきましては、社会経済活動が広域化し流通も発達しておる今日でございますので、異なる地域に住む納税者間の負担の公平感を考慮して、しかも法案の中にそういうことがうたいませんし、また地域間での財政力の格差の拡大やら地方政府の健全性の確保といつた点からも、そこに一定の制約があらなければならないと私は考えておるところでございます。また、特に流通課税につきましては、税の性格上一定の税率の設定といつた制約があることはやむを得ないというようになります。

したがいまして、現行の地方税制度におきましては、地方の意見を反映した地方分権が着実に実施されるものと期待をしている、今回の法案については速やかに成立することをお願いする、こう言つておるわけでございました法案全体として、ぜひその点は御理解をいただきたいと存する次第であります。

○統訓弘君 私どもは、今申し上げたような願いを込めて、第六条の二項に、国は地方公共団体が行う地方税の課税についてその自立性を尊重するものとする、こういうふうにいたしたらいかがなものだろうか、そうすることによって私が先ほど申し上げました地方自治のあしたがあるというふうに理解をするものであります。

したがいまして、委員の任免につきましては、先ほど山口委員にもお答え申し上げましたが、いずれにいたしましても、地方分権の推進に非常な熱意をお持ちであり、リーダーシップを発揮してこられた村山総理大臣が國、地方のバランスを十分考えて、しかも両院の御同意を得られるような高い識見をお持ちの方を任命する、こういうわけが歴史的にどういう状況のもとで呼ばれ、そしてござりますので、その点は御理解いただけるのではないかと存じます。

○統訓弘君 私たちは議論のための議論をしていません。やはり地方分権というの

十分踏まえた上で、実はこれが千載一遇のチャンスだ、ぜひ法案の審議の中でもし補う必要がある

ならばやはり補つてほしい、こういう願いを込め

ての質問であり、私どもの議論でございました。されば安心されるんじゃなかろうかと思いますけれども、そのことについて長官の御所見はいかがでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 先ほどもお答えいたしましたけれども、委員が御指摘をされた地方六団体としての意見書、私どもはそれを十分踏まえました。したがいまして、先ほど読み上げた次第でございます。

確かに、御指摘のような意見を地方六団体が申しておられることは私もよく承知をいたしておりますが、しかしそれを踏まえました法案全体として、吉村委員が、地方分権なくしてあしたの日本はないと。また、皆掛委員が申されました、機関委任事務を原則廃止すべきではないか。さらには山口委員がかねがね自分の議論を展開されました。私どもこの委員会は、常にそういう方向で議論をしてまいりました。特に地方行政委員会でもそうでございます。私どもは右も左もありません。ただ

るのは、ひたすら地方団体を、地方自治を、どうすれば本当の意味の地方自治ができる上がるのか、そして都民あるいは国民の期待にこたえ得る

のが、一点それだけでございます。

その辺のことを見たと御理解を賜りまして、ぜひ最終的に私どもが御提案申し上げるかも知れない案に対して御理解を賜ればとお願い申し上げました。

○小島慶三君 両大臣、長丁場でお疲れになつたと思いますが、もうちょっと辛抱いたいただきたい

私は、きょう議院運営委員会と重なりましたものですから途中の時間を外させていただきましたので、あるいは重複することがございましたらお答えいただかなくても結構でございます。

まず申し上げたいんですけれども、私は先生方のようないいこの問題の専門家ではございませんので、あるいは重複することがございましたらお答えいただかなくても結構でございます。

私は、自分のこと申してはなんですかね、この十年ほど村づくり、地域おこしといったよ

ので地方を歩くことが非常に多いわけでございま

す。そういう観点から見ましても、先ほど来議論がありましたように、この地方分権推進法案と

いうのは極めて画期的な法案でございまして、ある意味では我が国の将来の命運を決めるというくらいの重大な法案であろうというふうに思つております。

それで、伺いたい点の一つでございますが、この地方分権と人材という問題でございます。

先ほど吉村先生の御発言の中にも、中央が燃えているほど地方は燃えていないという、そういう

お話をありました。私も地方を回りまして、全くそのとおりでないか、中央とかなりギャップがあるという感じがいたしております。

それで、例えば何かをしようという市や町や村でも、例えば村おこしをやる場合に中央のシンクタンクから先生を呼んできて設計をしてもらおう

というふうなことで、自分たちの伝統とか歴史とそういうふうなものを踏まえた地域おこしではなくて、そういうふうなことに頗りがちであります。

そうしますと、非常に壮大な庁舎の建設とか、あるいは公民館、体育館はいいとしたしましても

ゴルフ場の建設で町に十以上もあるといったようななところもありますし、それからリゾートといふ

ある。水族館がはやれば水族館だけ方々ではやうなものにのめり込んでしまっているところもある、あるいは駅前の開発なんかをする場合にはもうほとんど似たり寄つたりの光景ができてしまう

というふうに、極めて画一的に物事が推進されれるとは私は思いません。この法律の推進によつて本当に新しい自立性、自主性に富んだ方が建

ころがあるという例を幾つか見て いるからでございます。

例えばこれは岩手県のある町でございますが、人口三千、新幹線も縦貫道路も何も通っていない、という町ですけれども、その町にすばらしい、これは武村さんの「小さくともキラリと光る」じゃないですかれども、もう本当に先端産業の熱のような工場が二つ出ているんですね。この工場をやっていますのは東京の小島塾のメンバーでございまして、分社制ということをやっているんです。要するに、従業員百人以上は面倒を見切れないので、工場をつくってもやっていけない、百人ぐらいうなならばその人間の個性も家族もそれから考え方も全部わかるという姿勢で、百人ぐらいの単位になると、本社から工場をどんどん分けていくわけですね。分社制というので今二十六ぐらいの会社になっていますけれども、これは世界的にも注目されまして、彼の書いた「分社制」は世界の七カ国語にも訳されておる。

不便なところを選んだのだと聞きましたら、こういう答えが返ってきました。まず町長さんのところへ伺つたら、その町の庁舎がおんぼろで廊下を歩くとギンギン鳴るというんですね。それで町長さんに、こんな古い庁舎をほうつておいていいのかと言つたら、三千の住民の最後の一人までが庄舎を建て直してくれと言うまでは私は手をつけませんと言うんです。それで大変彼は感動して、こういうところならいい仕事ができるだろうといふのでそこへ工場をつくったわけです。非常にこわは世界的な工場でありまして、大変隆盛をきわめています。

だから、やっぱり立派な人がいて、そしてリーダーシップを發揮して、若い青年たちがそれに共鳴して、もう一生懸命になつてやれば町づくりといふのはできるんだというふうに思いまして、その町づくりの動きを後をずっとフォローしているんです。

国有林の払い下げを受けまして、それで牛と豚

と、それから羊とシカと鶏と、それぞれ牧場をつくりまして、またその必要とする飼料とかそういうもののために、水田のほかにトウモロコシとかうりつたものもつくりつこれも自活する。そして、それを単に後は流通過程に任せちゃうというんじやなくて、加工して、そしてそれをみんなで食べる食堂もつくり、それから宿泊施設もつくる。それから宿泊施設の周りにはハーブもつくりて、そして観光施設としても立派に成り立つていい。毎日數千人から、日曜なんかには万という人がその貧寒たる町に行っているわけですね。ですから、一次産業から五次産業まで全部あるといふのが彼の自慢なんですかけれども、そういう町づくりもできると。

それにはやっぱり町長さんのリーダーシップといふのがなきやなりませんし、それから町民の幸福感、感動の共感というのがなければいけません。いくためには、どうしてもこれはやっぱり人がいるなければだめだというふうに思うのでございま

今度の分権法案もそういう人材が問題を受けるべきで、いくうでなければこれは成功は非常に難しいと思いますし、また逆に、ある程度そういう人材が育てば分権というのもどんどん推進されるという鶴と卵のような関係に立つと思うんですけれども、こういった点について余り議論がされないんですけれども、この辺、どういうふうにこの人材の開発という問題を受けとめておられるか、これは野中大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（野中広務君） どうとい、経験と非常に高い見識をお持ちで、かつ各地において人材育成に情熱を傾けていただいております小島委員から具体的な御提言やらあるいは内容を承りまして、私ども地方自治を進めていく立場の者として深い感銘を受けてますとともに、また一面、地方からの分権に対する熱い熱意の伝わり方、あるいはいままで少しお手伝って頂いたりございましたが、今後はより多くお手伝いするにこゝら行こうとおも

人材育成についてどういの御見識をただいま伺つたわけでございます。
私どもいたしましても、今回の地方分権を推進するためには、地方がその実情に沿つた個性あふれる行政を積極的に展開できるような状況をつくり上げるために、国と地方との役割分担、先ほど来御議論をいただいております権限移譲や国の関与等の廃止、緩和、あるいは財源の充実強化等をこの中で盛らせていただいているわけでございますし、それを期待しておるわけでございますけれども、同時にそれ以上に地方公共団体においてみずから積極的に行政改革を進めますとともに、この行政の公正や透明性の確保や能力の向上というものを、そして自己チェック体制というものを整備をしていかなくてはならないと考えておるわけでございます。
それだけに、今日まで約八年ほどの経過を踏ん

でまいりましたけれども、あのふるさと創生事業
というのは、それぞれ地域がみずから考えて工夫
して立ち上がる、そして市町村長がリーダーシッ
プを發揮してやれば、金太郎あめののような状態
じゃなしに個性があふれる市町村をつくるとい
う、私はそういう実績を多くの市町村で生むこと
ができたというように喜んでおる次第でございま
すけれども、今お話しございましたように、何と
いっても若者が定着をし、そしてそこに魅力を感じ
て町づくりに参画してくれる環境というものを
つくっていくことが何よりも大切でございますの
で、市町村の職員の研修の問題あるいは採用の問
題、そして人事交流の問題、こういう問題を中心
とし、あるいはまたさまざまな施策を投入するこ
とによりまして、市町村に根づく若者のいわゆる
魅力ある地域づくりというものをより一層進めて
まいって分権の実をつけたり上げていかなくてはな
らないと存じておるところでござります。

○小島慶三君 ありがとうございました。ぜひ

そういうふうにお願いをしたいと思っておりま
す。

しょうが、地方を歩いておりまして感じますことは、それぞれの地域、日本の各地域は非常に個性に富んでおる。それから歴史的に見ても、古い話ですけれども、例えば江戸時代なんかには地方に随分人材がいたわけです。それで、例えば幕府は、中央集権的と言われましてもあれは一大名にすぎないのでありますて、藩が実際は国というこ變成つておつた。そして、では藩が直接住民をコントロールしているかというとそうではなくて、藩と住民との間に村方三役とかそういう人たちがおりまして、これはもう実に立派な仕事をしている。産業にも経験がある、生活の知恵もあるという人、村方三役が大体の仕事をやつているというので、江戸時代には庄屋仕立てと言つたそら書も出ておりますし、各地域には必ずそういう伝統と歴史があるというふうに思つておるわけでござります。中央集権で埋没しちゃつたんではないんだろうというふうに思うので、ぜひそういういた歴史と人材の発掘ということをお願いしたいと思うのでございます。

時盛んに出ておりました道州制という問題が出てまいると思います。その道州制について、これはどういうふうになるのか。例えばイギリスがやりましたのは一九七八年の八月にスコットランドの分権法案というものを通して半独立国みたいにしたわけありますが、これはもともと國であつたんだからそういう動きが出てもおかしくはないと思うんですけれども、恐らくそこまでの道州制というのはお考えにないと思うんです。

こういった、例えば上からの体制からいって、道州制あるいは県、そして広域自治体あるいは市町村といったような仕分けをどういうふうに考えていくのか。この辺のところは恐らく今まで議論を詰められたことになると思うんですけども、今まで伺っている範囲ですと余り道州制とか広域市町村とかそういう議論が出てこないようにならんんですけれども、この辺はいかがなものでしょか。お差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) お説のように、この受け皿としての考え方いろいろあらうかと思いますけれども、昨年の地方制度調査会の答申によりまして分権の推進に関する答申が行われたわけでござりますけれども、「正面」都道府県により重きを置いて進めることが現実的かつ効果的である」というように位置づけられますとともに、その上で住民により身近な存在である市町村への権限移譲が適当であるというようにされておるところでございます。

委員御指摘のようすに、今日、広域行政が非常に多様化し、そしてその広域行政のあり方が求められておるところでございますので、先般、地方自治法の改正等によりまして、中核市やあるいは広域連合制度の創設をお願いすることができたわけでございますので、今後ともこういう広域行政の方を十分受け皿として考えながら、私どもは、当面、現在の二層制を前提とした地方分権を推進していくないと考えておるところでございます。

す。

今お話をございました道州制の導入につきましても、それぞれ御意見のあるところでございまして、地方自治制度の基本的な構造にかかる極めて重要な問題でございますので、中長期的な問題点といたしまして、地方制度調査会の御審議を踏まえながらも、とらえてまいらなくてはならない重要な課題であると認識をしておるわけでございます。

○小島慶三君 ゼひいろいろ議論を積み重ねていついただきたいたと思います。やはり、くどいようですが、地域には地域の個性というものがございまして、その地域の自立性、自主性というものを中心としたシステムがで上上がるということが望ましいと私は思つております。ですから、最終的にどういう形で收れんしくかわかりませんが、余り画一的でなくて地方の独自性が生かされ、そして人がやる気になつてという、そういう理想的な分権推進をぜひお願いしたいとお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○吉川春子君 質問い合わせいたします。憲法理念との関係を伺いますけれども、憲法の言う地方自治の本旨は、地方自治の目的は地方公共団体における住民の基本的人権の保障にあり、そのためには区域住民の意思が自治体の組織や運営に反映されるという住民自治と、またその前提として、自治体は国との関係において対等、並立の関係に立つことが原則的、理念的に求められているという団体自治というふうに解されているんですけれども、本法案の地方分権の推進も地方自治の基本理念に基づいて行わなくてはならないと考えます。本法案のどこにこの点を読み取ればよろしいんでしょか。具体的に何条というふうに言っていたかといふと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) 第一章総則、第一条目的、第二条の地方分権の推進に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、そして第二章の地方分権の推進に関する基本方針という点をござる。

ただければ、憲法に言う地方自治の本旨、それを守るために今回、地方分権推進法を御提案申し上げたということが御理解いただけると存じます。

○吉川春子君 憲法の地方自治の本旨に基づいて、地方分権の推進が行われるということを確認した上で次の質問に移りたいと思います。

地方自治を拡充する上では、国から地方への大幅な権限移譲が不可欠だと思います。とりわけ住民生活に密着した福祉、教育、町づくり、村づくりにかかる権限の移譲が求められていると思います。

それで、第四条の国と地方自治体の事務についてお伺いいたしますが、「国と地方公共団体との役割分担」で、国は「国際社会における国家としての存立にかかる事務」、一番目に「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」、二番目は「全国的な視点に立つて行わなければならぬ施策及び事業の実施」、四番目は「その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い」、

一から三についてもかなりあいまいなんですけれども、特に四是國の事務を思い切って広くしたことでの、読み方によってはあらゆる事務を包含することになりかねず、地方公共団体に移譲すべき事務が極端に横くなるのはありませんか。この点についていかがでしょうか。

○政府委員(陶山皓君) ただいま大臣からも御答弁ありましたように、この法案の全体を通じまして國、地方の関係についての物の考え方というものが目的規定以下、整理をいたしておるところでございます。

ただいま御指摘ございました國と地方団体との役割分担の条文につきましては、地方団体の御意見等の中には、個別具体的な事務を個別に列挙して整理されたようなものがあることも当然承知をいたしておりますが、法律の規定ぶりとして、その法律の規定の表現として整理いたします場合に、当然のことながら立法技術上

の制約もありますれば、また複雑膨大な行政事務についてそれを個別にすべて法律の条文の上で仕分けをするということも大変に技術的にも難しい問題であることも事実でございます。

ただいまの先生の御指摘のところについては、地方制度調査会の御意見あるいは地方六団体の御意見の趣旨も十分そんたくをし、法制的な観点も規定ぶりとなつております。規定期間を拡大するという前提なり考え方なりがある

という意味では全くないということを申し上げておきたいと存じます。

○吉川春子君 今、地方六団体のことを言われましたけれども、地方六団体は例えば十六項目を国事務と限定して、そのほかは全部地方自治体の事務ですと、こういう形に決めておりますので、今それをそんたくして決めたというのですけれども、全く違なんです。

この法案は「その他の国が本来果たすべき役割」、だから全部ひらくめるわけですよ。その前に百歩譲って、三つはいろいろ例示的にしてあるんだけれども、それをさらにプラスして「その他の国が本来果たすべき役割」、国が果たすべき役割といふふうに国が考えれば全部それが國の事務になる、こういうある意味では無限定的な定義ではありますか。その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(陶山皓君) 重ねて申し上げますけれども、ただいま先生の御指摘の趣旨が國の役割はいわば限定すべきであるという趣旨で御指摘があつたとすれば、繰り返しになるかもしませんが、廣範多岐な國の事務権限に関しまして厳格にその範囲を規定するということは必ずしも現実的ではないということだろうと思います。また、国会における立法機能との関係でもいろいろ議論の

あります。本法案のどこにこの点を読み取ればよろしいんでしょか。具体的に何条というふうに言っていたかといふと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) 第一章総則、第一条目的、第二条の地方分権の推進に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、そして第二章の地方分権の推進に関する基本方針という点をござる。

十年ほど携わっておりますけれども、地方分権の推進、地方自治の本旨を守るということを私の政治家としての一つの信念として今日までやってきました。そういう立場から、総理大臣の指導も受けまして地方自治推進を心から願つて今までやつてきましたし、自治大臣も同様なお気持ちだと存じます。

そういうわけでござりますので、決してこの地方分権をサボつていこうとか、あいまいにしていいこうとかというような趣旨でこの法文をつくった

つもりでは絶対ございません。

員が決めて、専門委員等は置かなくてあとで人事局だと、こういうことですね。

質問の中、専門委員としての立場をお伺いしたが、たと承知しておりますが、大臣がただいま申し上げましたのは、事務局が委員会の指揮監督のもとで委員会の業務を補佐すると、一意の申し上げ

○吉川春子君 要するに、それでは七人の委員がやつて、今まで幾つかの審議会でやつてきたようたところでござります。

な専門委員とか分科会とか、そういうものをつくるってそういうところでやるんじやなくて、もう七人の委員会に任せてやっていくということです

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。
け。 ね。それでよろしいんですね、ちょっと確認だ

事務局のメンバーをどうするか、事務局の構成をどうするか、どういう方に委嘱をして作業を進めるかという問題は、まさに地方分権推進委員会

御自体がお決めになる問題だと思いますので、私の方が今こうなるであろうということを申し上げることは控えさせていただきたいと思います。要は、国会の御同意を得て任命されました七名の地方分権推進委員の方の指揮監督のもとで事務局は作業を進めるということで御理解をいただければと存じます。

○吉川春子君 ちょっと不明確なんですね。
も、そうするとその七名の委員の方がたくさんのが専門委員が欲しいとおっしゃって、そういう方を任命されれば、そういう方によつて作業が進むということにもなるわけですね。
○政府委員(陶山皓君) ただいま先生が御指摘なさいましたのは、恐らくは臨時行政調査会とか行革審の審議に当たりまして、専門委員あるいは参加をされ、部会とか小委員会といふ会の運営に参加をされ、部会とか小委員会といふ形で審議に参加されたというようなケースを想定された御発言ではなかろうかといふように推察いたしました。
いずれにしろ、地方分権推進委員会の運営が具体的にどういう形で行われるのかということにつきましては、今国会で法案が成立をさせていただけますならば、私どもはその準備ができるだけ早く進めたいと思っておりますけれども、いずれにしろ委員会が発足をして、委員会自身がどういうふうに運営をされるのか、それはみずから議論の上形で運営をされるのか、それにはおきたいとお決めになる問題であろうというふうに考えております。
○吉川春子君 そういうことはもう委員会に任せられるんだと、こういう御答弁だったと思います。私は、やっぱり国会のコントロールというか、そういうものもきちっと八条委員会のあり方として指摘をしておきたいと思います。
時間の都合で次に進みますけれども、いわゆる天下り問題について質問いたします。
総務庁にお伺いしますけれども、国から地方公共団体への出向の実態を報告していただきたいと思います。人数、役職を含めてお願ひします。
○政府委員(秋本敏文君) 自治省から地方公共団体に出向しておると申しますか、自治省から地方公共団体に行って勤めておる者ということで申し上げますと、本年の一月で特別職を除きまして百七十二人ほどでございます。
○吉川春子君 どういう役職ですか。
○政府委員(秋本敏文君) 特別職を除きます百七十二

十人ほどということで申し上げますと、都道府県
の部長級あるいは課長級、また市町村におきま
しては総務部長とか企画部長とかいろんな部長、ある
いは財政課長その他の課長をやっているという状
況でございます。

○吉岡春子君 一遍にまとめてお答えください。
それぞれその役職の人数、部長級何人とかそうい
う人數も含めて。

○政府委員(秋本敏文君) 都道府県厅の部長級で
申し上げますと五十人、課長級で申し上げますと
八十八人、それから市町村におきましては部長、
課長合わせまして三十三人ほど、こういう数字で
ござります。

○吉川春子君 きのうも本会議で星川先生が質問されまつたけれども、たしか総数は七百六十近い数だったと思ひますけれども、自治省に限らず全

省庁合せますとそういう数が副知事とか部長とか課長とか主要なポストを占めて地方政治を支配すること、これは地方自治を侵すじやありませ

○國務大臣(野中広務君) 本会議におきましては、それから地方分権の推進ということにも反するじゃありませんか。

御質問のあつたところでござりますけれども、私は実は市町村の行政議会、そして都道府県の行政議会を経験して、この十カ月間自治省で仕事をさ

せていただいております。
その経験を踏まえまして、この間も申し上げましたように、自治省に入省いたしまして二、三カ月

月で各都道府県にそれぞれ見習いとして出かけていきます。帰りまして、また本省で仕事をいたしまして、なお二十歳の後半から三十歳前半で地方へ

のあるいは市町村の課長クラスで出かけていきました。また帰りまして、請われて主幹的な課長として出かけ、また帰り、部長として出かけることがあります。

あるわけでございます。少なくともそういう経験を踏まえて、一つは地方との人事交流において非常に相互に切磋琢磨して資質の向上が期待できること、あるいは能力やフレッシュな感覚

が地方行政に生かされること、また国、地方の相互の経験をすることによって理解と信頼度が高まっておること、また先ほど数字を申し上げましたけれども、地方からもまた自治省に来て研修をいたしております。

したがいまして、第一には、地方に出かけてその地方の持つそれぞれの特色をよく肌で感じ、そして人と交わることによって非常に幅の広い人間をつくり上げていくこと、あるいは地方の独自の特性や個性やあるいは地方の痛みを経験して帰ってそれを国の施策の中で生かしていくことと、いうのは、非常に私は大きな経験を積んでおると思います。

何よりも、二十歳後半から地方に出かけていて地方の議会で選挙で選ばれた人たちと触れ合つて、そして厳しい意見を、私のところなんかは京都ですから、共産党の皆さんから大変なまた議会でいろいろと御意見を賜るわけでござりますけれども、そういう議会の皆さんの地域から出された生の声を体で受け、そして議会の根回しから議会の答弁等、こういうのを得ていくというのは何物にもかえられない大きな経験だと思って、私はいささか手前みそかもわかりませんけれども、自治省における職員の諸君というのこそはそういう点で一つの組織だけを回ってくるのじゃなしに、非常にバランスのとれた人材形成ができると考えて喜んでおる次第でござります。

○吉川春子君 国会でも地域の実情を私はぶつけながらいつも質問しているつもりでございます、地方議会だけではないと思いますが、

ともかく大臣はそうおっしゃいますけれども、私は予算委員会の提出資料をここに持っているんです。例えば建設省、九五年一月一日現在、都道府県ほとんどすべてに課長職以上のポストに職員を多数派遣しているんですね。

例えば宮城県へは、土木部長、土木部砂防課長、土木部建築宅地課長、土木部河川課長、土木部道路建設課長、この五人を送っているわけです。これはもう宮城県の土木行政の主要なポスト

<p>を建設省が占めて支配しているというふうにも言われるぐらいの数ですよね。それから、岐阜県も建設省からの出向が、土木部長、河川課長、道路建設課長、住宅課長、都市計画課長、総務部総合政策課長、この五部門を占めているわけですよ。そのほか、あの地震があった兵庫も、それから岡山も土木課長以下五つの主要ポストを、土木部門を占めているんですよ。建設省の官僚が全国の都道府県の土木部の主要ポストをほとんど独占しているんですよ。そういう事態です。</p>	
<p>これは建設省だけじゃないんです。時間の関係で建設省だけ申し上げましたけれども、厚生省で言えば衛生、保健、環境の各都道府県の主要ポストを占めているし、もう各省庁とも、文部省は文部省でまたそういうことをやっているし、そこのポストを占めることが本省へ戻ってきてから次の昇進の一前の前提であって、人事交流だとか肌で地域の住民の声に接するとか、そういう水準じゃなくて、もうどこの県のどこのポストはだれが行くと決まっているじゃないですか。</p>	
<p>そういうようなことをやっていることはまさに地方自治体の行政の自主性というかそういうものを侵すものじゃないですか。人事交流一般のことを見つけてはならないですか。人事交流一般のことを言つてはいるんじやなくて、こういう主要ポストをこんなにもたくさんの中省庁の出身の官僚が占めていいのか。そして、日常的にずっと県のそのポストに行くわけですからね。そういうことが行なわれている。こういうことは国による地方支配ではありませんか。</p>	
<p>そういうことでもいいんだと、地方分権もやるけれどもそういうことはもうそのままでと今後とも続けるんだと、そういうお考えですか。総務省長官、自治大臣のどちらでもいいですけれども。</p>	
<p>○国務大臣(野中広務君) 私はそういう考え方を持っています。中央で研さんを積み豊富な地方分権が進んで機関委任事務がそれぞれ地方に渡されていったら、中央で研さんを積み豊富な経験を持つた国家公務員というのは当然地方に配</p>	
<p>置されて、そして地方でその能力を生かしながら活躍してくれなくてはならないわけでございまして、機関委任事務をしたけれども国家公務員の定数は変わらないんだということになれば何のために、これは当然優秀な人材が地方において活躍をしてくれることと考えております。</p>	
<p>今、委員がおっしゃいましたことは、これは中央省庁が押しつけているんじゃない間に、むしろ地方の首長がそれぞれ中央のすぐれた識見なり経験を生かして県政の発展に寄与したいという要請に基づいてやっておるということは御理解をいただきたいたいと思うわけでございます。</p>	
<p>○委員長(小林正君) 吉川君、もう時間が終わっておりますので。</p>	
<p>○吉川春子君 私は山口長官にも聞きたいんです。</p>	
<p>○国務大臣(山口龍男君) お答えいたします。</p>	
<p>御指摘のあります出向人事の問題でございますけれども、これは一般的に言えば国と地方公共団体の人事交流が地方公共団体の主体性を侵すよう</p>	
<p>○委員長(小林正君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。</p>	
<p>○委員長(小林正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p>	
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
<p>○委員長(小林正君) 御異議ないと認めます。</p>	
<p>なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p>	
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
<p>○委員長(小林正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p>	
<p>本日はこれにて散会いたします。</p>	
<p>午後五時二十分散会</p>	
<p>四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。</p>	
<p>一、地方分権の推進に関する法律案(衆)</p>	
<p>(国及び地方公共団体の責務)</p>	
<p>第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p>	
<p>2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行</p>	

たします。

目次

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第

四章 地方分権推進委員会(第九条～第十八

三条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、行政権限の国への過度の集中による弊害を除去し、それぞれの地域がその特性を生かして発展できるようすることの緊要性にかんがみ、地方分権を

ついて、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあること及び国民福祉の増進を図るために行政は地域の実情に応じて処理されることが重要であることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にして、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

第三章 地方分権推進計画(第八条)

第四章 地方分権推進委員会(第九条～第十八

三条)

政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第二章 地方分権の推進に関する基本方針

(国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立に直接かかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で行われることが不可欠な施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき最小限の役割を明確にしそれを重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政について企画、立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

(地方分権の推進に関する国の施策)

第五条 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、機関委任事務制度(地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務に係る制度)及び地方事務官制度(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する都道府県の職員に係る制度を停止し、國の地方行政機関の整理及び合理化を行い、並びに地方公共団体に対する国の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に関し、國の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう)及び必置規制(國が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとすることをいう)を法令で

特に定める必要最小限のものとするほか、地方公共団体に対する國の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化並びに地方債の許可制度の弾力化及び簡素化を行ふ等、地方分権の推進を計画的かつ集中的に行い、おおむね五年を目途に、具体的成果をあげるものとする。

2 国は、地方公共団体への権限の委譲を推進するに当たっては、できる限り基礎的な地方公共団体である市町村へ権限が委譲されるよう配意するものとする。

(地方公共団体の財政基盤の整備)

第六条 国は、地方公共団体が住民本位の行政を自らの判断と責任でより能率的かつ効果的に処理できるよう、地方公共団体の自主財源である地方税を充実強化することを基本として地方税財源の充実確保を図るとともに、地方交付税の財政調整機能を強化する措置を講ずる等、地方公共団体の財政基盤の整備を図るものとする。

(地方公共団体の行政体制の整備及び確立)

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、広域的な行政需要への適切な対応、監査機能の充実、情報公開の推進及び住民参加の機会の拡大のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

(第三章 地方分権推進計画)

第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、指標とする一定の行為を行うことをいう)及び必置の措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、審議の決定を求めるなければならない。

3 政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(第四章 地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(設置)

第九条 総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権の推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

2 委員会は、地方分権推進計画に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

(勧告等の公表)

第十一条 委員会は、前条第一項の勧告をし、又は同条第二項の意見を述べたときは、その概要を公表しなければならない。

2 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

(勧告等の尊重等)

第十二条 内閣総理大臣は、第十条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十条第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第十三条 委員会は、委員七人をもって組織する。

(委員)

第十四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうち

から、委員を任命することができます。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する

公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員

ことができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のはか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九 地方分権推進委員会の委員

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億五千万円の見込みである。

第四号中正誤

ページ 段行 誤 正
三 一から二層性 二層制

第五号中正誤

ページ 段行 誤 正
三 四 九 (小字は修正) 修正 (小字は衆議院)
正

平成七年五月二十五日印刷

平成七年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C